武蔵野市第３期健康福祉総合計画　施策の体系図

基本施策	重点的取組み	横断･共通する施策	報告事項
支え合いの気持ちをつむぐ	重点的取組み1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み	「健康長寿のまち武蔵野」の推進	資料５−４ ：いきいき健康　地域プロジェクトについて
		地域福祉活動の推進や障害者団体やボランティア団体などの活動支援の充実	
誰もがいつまでも健康な生活を送るための健康づくりの推進		「食」に関するセルフマネジメントとライフステージに応じた支援	
		シニア支え合いポイント制度の拡充	資料３－３：武蔵野市シニア支え合いポイント制度について
		心のバリアフリー事業の推進	
		摂食嚥下支援体制の充実	
誰もが地域で安心して暮らしつづけられる仕組みづくりの推進	重点的取組み2 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化	市民の生命と健康を守る病院機能の維持・充実	
		在宅医療と介護連携の強化	資料３－４：武蔵野市在宅医療・介護連携推進事業
		在宅医療を支える後方支援病床の検討	
		保健・医療・介護・福祉関係者の連携による課題解決に向けた取組みの推進	
	重点的取組み3 安心して暮らしつづけるための相談･支援体制の充実	相談支援体制の充実とネットワークの強化	資料４－１：福祉総合相談窓口について 資料２－２：生活困窮者自立支援事業の実施状況について
		権利擁護事業・成年後見制度の利用促進	資料３－２：令和４年度　武蔵野市成年後見制度利用促進事業実績
		虐待防止の推進	
		見守り・孤立防止の推進	
		自殺対策の推進	資料７－2:武蔵野市自殺総合対策計画(2019～2024 年)の進捗状況について
		災害時における避難支援体制づくり等の推進	
誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり	重点的取組み4 人材の確保と育成に向けた取組み	福祉人材の確保及び育成	
		地域包括ケア推進人材育成センター（仮称）の設置	資料3－1:令和4年度武蔵野市地域包括ケア人材育成センター事業報告書
住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備	重点的取組み5 新しい介護･福祉サービスの整備	複合的なニーズに対応する新しい施設の検討	資料5－1:市有地活用による看護小規模多機能型居宅介護の整備･運営法人の公募について 資料5－3:武蔵野市立北町高齢者センターあり方懇談会報告書について
		ダブルケア、トリプルケアへの支援や介護離職防止のための取組みの検討	
		桜堤地域における福祉サービス再編の検討	

■その他の項目について

資料５－２：高齢者総合センター大規模改修及び高齢者総合センター･障害者福祉センター仮設施設設置に係る今後の予定について

資料６－１：武蔵野市障害者福祉センター改築に伴う基本計画（案）

資料７－１：令和４年度事業の進捗（新型コロナウイルスワクチン接種事業について）

令和４年度　武蔵野市地域包括ケア人材育成センター事業報告書

１　地域人材の掘り起こし

（1）ホームページ・ツイッターによる広報

・ホームページ内情報提供ページに、他機関情報を掲載するコーナー
営利目的ではない事業所広報を最長2か月掲載。

・事業所及び事業者連絡会PR動画掲載の新ページ準備中

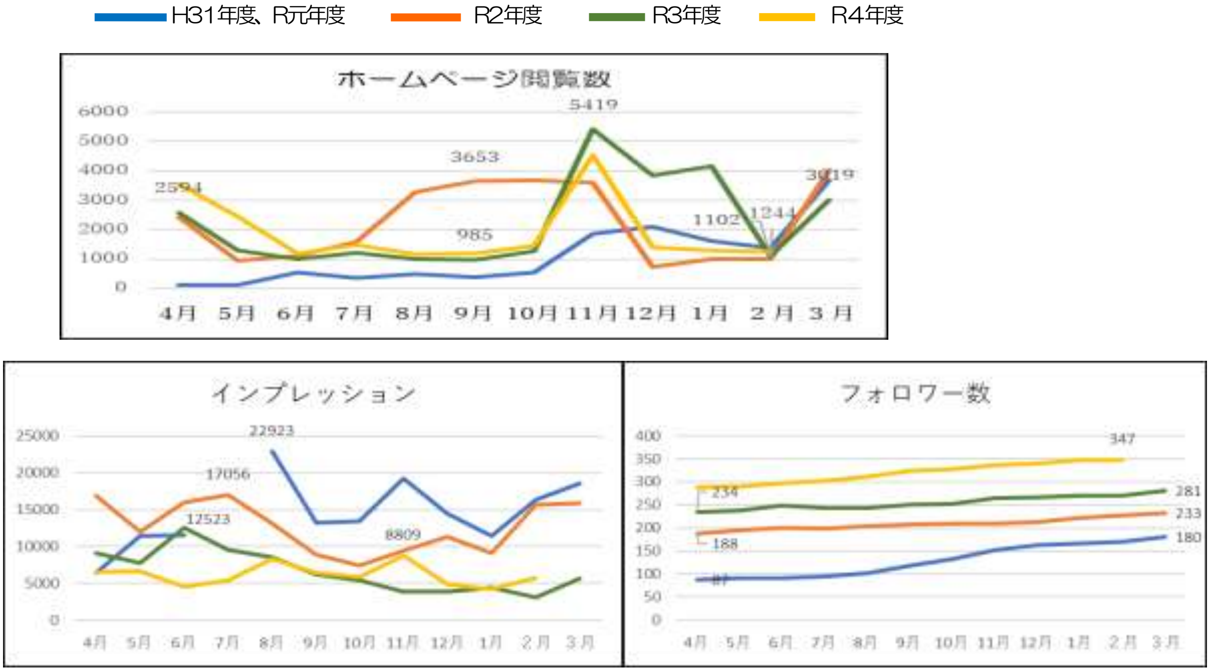

（2）路線バス　車内広報

・武蔵野・青梅街道営業所内130台の車両内デジタルサイネージによる広報継続

（3）市内介護・福祉事業所一覧冊子

・令和5年版作成（3月末納品予定）
掲載有料広告R4年版15事業所⇒R5年版21事業所

（4）ステップアップ

・令和４年度介護職員初任者研修修了者　３名無資格就業から有資格者に

（5）就労支援

・令和４年度介護職員初任者研修修了者　１名訪問介護事業所に登録

・有資格者復帰支援の面談後、１名養護老人ホーム正職員採用　１名訪問介護事業所登録

２　養成研修・育成研修事業

＊開催概要、参加人数等　別紙参照

３　従事者定着支援

（1）介護職員初任者研修　フォローアップミーティング

12月12日（月）　13時30分～15時　参加者9名
『介護職員初任者研修を修了してからの私の変化』
『現在介護の職を検討している人、着任した人の情報交換』

（2）喀痰吸引等研修　フォローアップミーティング

12月19日（火）に予定していたが、新型コロナ感染状況が拡大し、欠席者多数のため中止。

（3）若者介護職のつどい　プロジェクト若ば

令和元年９月より、飲食を伴う会場開催を開始したが、コロナ禍において３年度まで中止。
令和４年９月、オンラインによるミーティングを再開。

（4）介護職の悩み相談

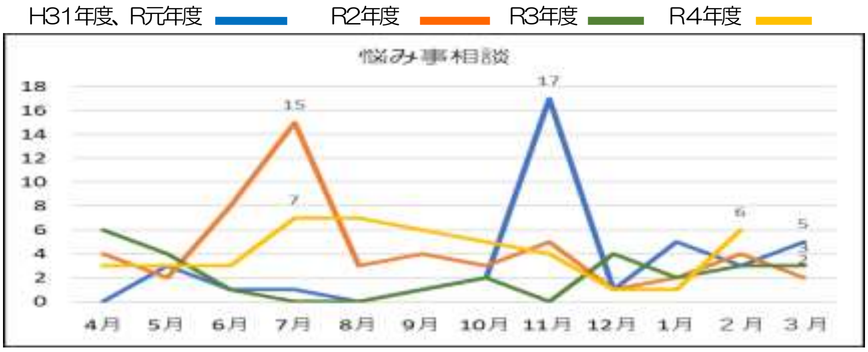

【相談例】

・喀痰吸引等研修の実施予定
・医療的ケアのできる訪問介護事業所について
・詳細な要望に合致する就労条件の事業所について
・医療機関勤務の保育士有資格者の喀痰吸引等研修受講資格
・新規就労者の継続報告
・研修講師の紹介依頼（3件）
・喀痰吸引等研修の実地指導看護師の謝礼について
・有資格者の就労相談（4件）
・初任者研修修了者より、今後の就労先の選定、キャリアアップについて
・Zoom視聴方法、機器の取り扱いについて（オンライン受講者の継続相談）
・有資格者の認定ヘルパーとしての復帰について

4　事業者・団体支援

（1）事業所の求人支援
・ホームページ内事業者一覧に求人案内中の表記及びURLにより、詳細な事業所情報の提供
・市内介護・福祉事業所一覧冊子に有料広告掲載

（2）管理者支援
・管理者向け研修開催
第1回2月7日（火）、第2回2月14日（火）　「福祉業界におけるリーダーとは」
講義及びリアルタイムコミュニケーション（チャット）によるワーク

（3）事業所・事業者支援
・事業所PR動画作成
・事業者連絡会PR動画作成
} センターホームページにアップ
⇒事業者連絡会代表者の会発足　＊連絡会発足から初めての横のつながり
当面2か月に1回オンライン開催予定

令和4年度　研修・イベント履歴

研修内容	介護職員初任者研修	認定ヘルパー養成研修		認定ヘルパーフォローアップ研修			認知症支援研修			技術研修			管理者・経営者向け研修		介護・福祉のお仕事フェア	喀痰吸引等研修	
		第1回	第2回	第1回	第2回		第1回	第2回	第3回	第1回	第2回	第3回	第1回	第2回		第1回	実地研修のみ
開催日	6/1～8/29	7/11、12、13、15 25、26、28、29	1/26、27、30	11月28日	12月6日		オンライン配信 11月1日～11月30日			ZOOM開催 10月13日	ZOOM開催 10月27日	ZOOM開催 11月10日	2月7日 Zoom開催	2月14日 Zoom開催		基本研修 8月23、24日 実地研修 10月31日全員終了	4月13日～ 10月31日
時間	カリキュラムによる	9:45～12:00	9:00～16:00	18:30～20:00	1430～16:00		9月15日収録	10月17日収録	10月17日収録	18:30～20:00	18:30～20:00	18:30～20:00	13:00～16:00	13:00～16:00		9:30～17:00	各計画による
場所	カリキュラムによる	市役所411、812、813	市役所813	商工会館 4階市民会議室	スイングホール10階 スカイルーム		高齢者総合センター3階講義室	SkiiMa	SkiiMa	はみんぐ訪問看護	はみんぐ訪問看護	関前スペース	公社本部 （講師:自宅）	公社本部 （講師:自宅）		関前スペース	利用者宅
テーマ	カリキュラムによる	カリキュラムによる	カリキュラムによる	在宅介護・地域包括支援センターから見た認定ヘルパーさんの活躍	在宅介護・地域包括支援センターから見た認定ヘルパーさんの活躍		医学的アプローチ 「高齢者アルツハイマー型認知症と若年アルツハイマー型認知症」	心理的アプローチ 「成年後見制度について知る　～認知症の方に寄り添う支援 （意思決定支援） ～」	実践的アプローチ 「成年後見制度を活用するために ～関係者との連携を活かす～」	福祉職のための医療的ケア 「基本的な人の体の構造と役割について　知っていますか？」	福祉職のための医療的ケア 「介護職が対応可能な医療的行為　知っていますか？」	福祉職のための医療的ケア 「喀痰吸引等研修第3号研修　知っていますか？」	管理者研修 「福祉業界におけるリーダーとは」 ～どうすれば信頼されるリーダーになれるか～	管理者研修 「福祉業界におけるリーダーとは」 ～どうすればチームワークに貢献できるリーダーになれるか～		医療的ケア概論 吸引概論 吸引演習	特定の者に対する特定の行為 （同一者に異なる行為を実施した複数人含む）
講師	カリキュラムによる	ホームヘルプセンター武蔵野サービス提供責任者 障害者地域相談支援センター　すまいる高井戸 春山　陽子氏	ホームヘルプセンター武蔵野サービス提供責任者 障害者地域相談支援センター　すまいる高井戸 春山　陽子氏	吉祥寺ナーシングホーム在宅介護・地域包括支援センター 篠宮　妙子氏 （センター長）	吉祥寺ナーシングホーム在宅介護・地域包括支援センター 篠宮　妙子氏 （センター長）		鈴木医院 神経内科医師 木原　幹洋氏	福祉公社権利擁護課 馬場　奈緒子氏	福祉公社権利擁護課 髙橋　大輔氏	はみんぐ訪問看護 看護師 谷澤氏　狩野氏	はみんぐ訪問看護 管理者 田中　恭子氏 看護師 久保田　幸子氏	はみんぐ訪問看護	日本女子大学人間社会学部　教授 久田　則夫氏	日本女子大学人間社会学部　教授 久田　則夫氏	中止	地域ケアさぽーと研究所 下川和洋氏 武蔵野赤十字訪問看護ステーション 田中恭子氏 武蔵野赤十字病院 久保田幸子氏	認定指導看護師 （センター名簿登録）
参加人数	12名申し込み 3名キャンセル 2名途中辞退 7名修了	5名申し込み 3名修了 （2名欠講）	10名申し込み 8名修了 （1名キャンセル 1名欠席）	32名	46名		申込:72事業所　303名 再生回数:194	再生回数:176 見守り支援ヘルパー5名修了	再生回数:173	申込:17事業所　42名 参加者数25名	参加者数35名	参加者数20名	Zoom参加59名	Zoom参加57名		基本研修及び実地研修 3名修了	延3名

	プロジェクト若ば												初任者研修フォローアップミーティング	喀痰吸引等研修フォローアップミーティング
開催日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	12月12日（月）	12月19日（月）
時間						9月29日	10月20日	11月29日	12月22日	1月26日	2月28日	3月25日	13時30分～15時	13時30分～15時
場所						ZOOM開催	ZOOM開催	ZOOM開催	ZOOM開催	ZOOM開催	ZOOM開催	ZOOM開催	市役所812会議室	市役所812会議室
テーマ	中止	中止	中止	中止	中止	武蔵野市の介護・福祉 フリートーク	介護職の接遇・マナー フリートーク	教えて！あなたの勤務スケジュール フリートーク	管理者に伝えたいこと特集 フリートーク	新しい情報や技術、インプットしてる？ フリートーク	スタッフだって健康第一！筋肉大事にしてますか？ フリートーク		・有資格者となってからの変化 ・未就労者と着任者の情報交換	中止
参加人数						9名（傍聴5名含む）	9名（傍聴4名含む）	12名（傍聴1名含む）	12名（傍聴1名含む）	12名（傍聴1名含む）	14名（傍聴3名含む）		9名	
託児														

令和５年３月29日
健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議
資料３－２　地域支援課

令和４年度 武蔵野市成年後見制度利用促進事業実績

１　武蔵野市成年後見利用支援センター事業

（１）普及・啓発事業

①市民講演会「わかりやすい成年後見制度のおはなし～いつまでも幸せに暮らすために～」

日時：令和４年９月23日(金・祝日)

場所：武蔵野スイングホール11階　レインボーサロン

講師：みたか司法書士事務所　司法書士　稲岡秀之

参加数：35名（定員40名）

②学習会・相談会「専門職と学ぶ成年後見制度」

日時：令和５年１月28日(土)

場所：武蔵野商工会館　ゼロワンホール（市民会議室）

内容：前半は専門職からの実践報告による学習会、後半は希望者に個別相談会（学習会パネラーが対応）を実施。

パネラー：久保田聡氏（弁護士）、松丘晃氏（行政書士）、松本美姫氏（司法書士）、竹田純子氏（社会福祉士）

参加数：学習会38名（定員40名）、個別相談７組９名

③老いじたく講座（権利擁護センター共催、令和４年５月～令和５年２月）

講座内容	回数	参加人数（延べ）
エンディングノートの書き方講座	6	48名
老いじたくの基礎知識	8	57名
成年後見制度について	8	26名

（２）相談事業

①成年後見相談（※権利擁護センターと共同実施。電話、来所等による）

	相談実件数	内容（重複有）				内容計
		制度説明	親族に対する申立支援	後見人等への支援	その他	
４～２月　計	119	89	75	24	40	228

②法律相談（弁護士）

第２火曜日　特別顧問弁護士による成年後見等法律相談

月	成年後見	権利擁護	その他	計
４～２月　計	７件	０件	14件	21件

第４水曜日　高齢者に係る一般的法律相談

月	成年後見	権利擁護	その他	計
４～２月　計	１件	０件	23件	24件

③成年後見相談会等（相談員派遣）

令和５年２月14日

ＮＰＯ法人むさしの成年後見サポートセンターこだまネット主催

（３）担い手の育成～市民後見人の養成講座（令和４年度：副幹事市）

・令和４年度７市合同市民後見人等養成講習

令和５年１月23日～２月20日、全５回（オンライン等）

武蔵野市からは３名が受講し、修了した。

※７市：三鷹市、小金井市、小平市、東村山市、東久留米市、西東京市、武蔵野市

２　地域連携ネットワークの運営

◆武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会（オンライン）

	開催日	内容
第1回	令和４年 11月17日 （金）	(1) 令和３年度　武蔵野市成年後見制度利用促進事業・事業報告について (2) 令和４年度　武蔵野市成年後見制度利用促進事業・事業計画について (3) 利益相反事例について (4) 国・都・裁判所からの情報提供等 ・区市町村別成年後見制度の利用者数（東京都・令和３年） ・本人情報シートの改定について
第2回	令和５年 ２月10日 （金）	(1) 令和４年度　武蔵野市成年後見制度利用促進事業・実施状況報告について ・武蔵野市成年後見利用支援センター　業務報告 ・福祉公社利益相反事例（新規分）について ・７市合同市民後見人等養成基礎講習について (2) 令和５年度　武蔵野市成年後見制度利用促進事業・事業計画（案）について (3) 成年後見制度学習会・相談会　実施報告 (4) 第４期健康福祉総合計画・第６期地域福祉計画の策定について (5) 情報提供

３　市長申立実績（令和５年３月10日現在）

年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年
件数	３件	10件	３件	５件

４　成年後見人等報酬支払費用助成（令和５年３月10日現在）

年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
件数	10件	13件	12件	10件
助成金額	910,000円	1,820,250円	2,777,000円	2,142,000円

助成上限額：　在宅28,000円、施設21,000円

令和５年３月29日
健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議
資料３－３　地域支援課

武蔵野市シニア支え合いポイント制度について

１．令和４年度事業報告

（１）令和４年度説明会参加者数及びサポーター登録者数

説明会	令和４年度	【参考】令和３年度
開催回数	10回	７回
参加者数	28名	22名
登録者数	22名	16名

※令和４年度はオンライン開催１回を含む
※令和４年度に出前説明会は実施なし。令和５年度に実施予定。千川地域福祉の会

（２）令和４年度分ポイントの交換

交換期間　令和５年３月１日～３月31日
交換方法　①窓口にて申請（ボランティアセンター武蔵野、地域支援課）
　②郵送にて申請
交換内容　武蔵野市民社会福祉協議会への寄付、市内産野菜等引換券、人間ドック利用助成券、図書カード、QUOカード、こども商品券
交換実績　29名（令和５年３月８日現在）※今年度活動が無く、更新のみの７名を含めると36名

（３）協力施設・団体（令和５年３月１日現在）

32施設・団体　※令和５年４月１日から１施設（千川地域福祉の会）が加わり33施設となる。

（４）協力施設・団体に係るコロナ状況下における取り組み

新規登録者の受け入れ状況やコロナ状況下における活動内容の把握のため、協力施設・団体にアンケート調査を行った。令和５年３月１日現在、新規登録者の受け入れ可能施設が18団体（前年９団体）、継続サポーターのみ受け入れ可能施設が６団体（前年５団体）、受け入りが難しい施設は８団体（前年18団体）であり、ほとんどが非接触型の活動（庭の手入れ等）である。

（５）令和４年度シニア支え合いサポーター交流会の開催

日時　令和５年３月９日（木）　13時30分～14時30分
場所　武蔵野プレイス４階フォーラム
内容　・10か所の協力施設・団体の紹介（パネル展示）
　（稲垣薬局ケアセンターコトニア吉祥寺、稲垣薬局デイサービス吉祥寺、吉祥寺ナーシングホーム、テンミリオンハウスくるみの木、とらいふ武蔵野、親の家、テンミリオンハウスきんもくせい、吉西福祉の会、桜堤ケアハウス、ゆとりえ）
　・折り紙での作品作りを通したサポーター同士の交流や情報交換（作成後は協力施設・団体に寄贈）
　・令和４年度分ポイント交換申請および手帳の更新
参加　９名

裏面あり

２．令和５年度事業計画

（１）令和５年度事業方針

	現状	令和５年度事業計画
1	○コロナ禍で活動を自粛した活動をしていないサポーターが多い。 ○活動者が少ない施設・団体がある。 ○西部地区にポイント交換申請の受付場所がない。	○サポーター交流会については、令和４年度実績を検証したうえで、協力施設・団体の紹介、サポーター同士の情報共有の場を設ける。開催時期はポイント交換期間の３月とし、その場でポイント交換申請を受け付ける。 ○令和５年度もニュースレターを年２回発行し、年度途中に協力施設･団体の受け入れ状況を既存のサポーターへ周知する。
2	○説明会の参加者数が少ない。	○令和４年度に引き続き、一部説明会にて会場とオンラインのハイブリッド開催を行い､参加者の受け入れ体制を強化する。 ○出前による説明会を要望に応じて実施する。 ○広報用のチラシを、高齢者の割合が高いイベント（ラジオ体操等）や会議で配布する。
3	○新型コロナウイルス感染症の影響で、サポーターができるボランティア活動が非常に少ない。	○新型コロナウイルス感染症の影響下においても継続可能な活動（園芸、手芸、縫製等）の情報共有を行う。 ○各施設に他施設の活動内容について情報共有し、新型コロナの状況下においても継続できる活動がないか検討いただく。

（２）令和５年度説明会スケジュール

	日程		会場
1	４月 27 日（木）	午後２時～３時	スイング　スカイルーム１
2	５月 24 日（水）	午前 10 時～11 時	武蔵野市役所　西棟８階 812 会議室
3	６月 23 日（金）	午後２時～３時	商工会議所　第１会議室
4	７月 26 日（水）	午後２時～３時	スイング　スカイルーム１
5	９月 27 日（水）	午前 10 時～11 時	商工会議所　第１会議室
6	10 月要調整		武蔵野市民社会福祉協議会　１階　会議室

※10 月の説明会はオンラインと会場のハイブリッド開催とする。
※上記以外にも出前による説明会を要望に応じて実施する。

（３）広報

・チラシ　・市報　・むさしのＦＭ
・介護保険 65 歳年齢到達者被保険者証送付時チラシを同封　・ホームページ　等

（４）協力依頼予定施設・団体

新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、高齢者施設や高齢者を対象とした事業に限らず協力依頼をするとともに、既存施設・団体の活動状況を定期的に把握しながら、継続可能な活動内容を情報共有する。

（５）令和５年度分のポイント付与・交換について

〈ポイント付与期間〉　令和５年３月～令和６年２月
〈交換申請期間〉　令和６年３月中

武蔵野市在宅医療･介護連携推進事業
～国の定める8事業(ア)～(ク)への取り組みについて～

令和５年３月29日
健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議
資料３－４　地域支援課

	8事業	令和元年度の実績	令和2年度の実績	令和3年度の実績	令和4年度の実績
(ア)	地域の医療･介護の資源の把握	･既存資料の活用 ･リハビリテーション機関名簿のWEB化 ･WEBマップ導入の検討	･既存資料の活用 ･リハビリテーション機関名簿のWEB化（更新) ･医療･介護マップ(WEB版)の導入	･既存資料の活用 ･リハビリテーション機関名簿の更新 ･医療･介護マップ(WEB版)の活用	･既存資料の活用 ･リハビリテーション機関名簿の更新 ･医療･介護マップ(WEB版)の活用
(イ)	在宅医療･介護連携の課題の抽出と対応策の検討	･協議会の開催　(3回開催) ･５部会で活動	･協議会の開催　(2回開催) ･５部会で活動	･協議会の開催 ･５部会で活動	･協議会の開催 ･５部会で活動
(ウ)	切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進	･入院時の病院への情報提供の仕方について、｢入院時情報連携シート｣を作成し活用 ･退院時の情報提供について看護サマリーの活用状況調査 ･身寄りのない入院患者の意思確認方法について検討 ･認知症高齢者を支援するための医療と介護のチームによる連携の体制づくりについて検討	･｢入院時情報連携シート｣の活用状況調査 ･身寄りのない入院患者の対応について事例を通して検討 ･コロナ禍での入退院時の支援について意見交換 ･今年度の認知症初期集中支援事業4事例を対象とした事例研究の実施	･｢入院時情報連携シート｣の活用と見直し ･コロナ禍での入退院時の支援について意見交換	･｢入院時情報連携シート｣の活用と見直し ･コロナ禍での入退院時の支援について意見交換 ･退院時カンファレンスをオンラインで行う場合の注意点等について
(エ)	医療･介護関係者の情報共有の支援	･ICT連携の現状把握 ･MCS登録数　605件 ･医師会｢在宅医療介護連携支援室｣のホームページの開設(2月)	･コロナ禍でのICT連携の状況把握 ･MCS登録数　637件 ･医師会｢在宅医療介護連携支援室｣のホームページの活用状況の確認	･コロナ禍でのICT連携の状況把握 ･MCS登録数　658件 ･医師会｢在宅医療介護連携支援室｣のホームページの活用状況の確認	･コロナ禍でのICT連携の状況把握 ･MCS登録数　677件(1月末現在) ･医師会｢在宅医療介護連携支援室｣のホームページの活用
(オ)	在宅医療･介護連携に関する相談支援	･相談実績　203件 ･医師会の窓口として(ア)～(ク)8事業へ参加、各部会への参加	･相談実績　276件 ･医師会の窓口として(ア)～(ク)8事業へ参加、各部会への参加	･相談実績　190件 ･医師会の窓口として(ア)～(ク)8事業へ参加、各部会への参加	･相談実績　171件(1月末現在) ･医師会の窓口として(ア)～(ク)8事業へ参加、各部会への参加
(カ)	医療･介護関係者の研修	･｢ACP｣をテーマに事前研修と合同グループワークを実施 ①事前研修(講演会)　147名参加 ②合同グループワーク　77名参加 ･他の職種との連携の広がり、テーマに対する知識の深まりの確認のため、3か月後にアンケートを実施	･｢ACP｣をテーマに研修会(オンライン)を実施110名参加 ･コロナ禍のため、合同グループワークは実施せず	･｢新型コロナウイルス感染症における自宅療養支援と在宅医療介護連携｣をテーマにオンライン研修実施。198アカウント、291名参加	･｢在宅医療時におけるトラブル(危機管理)ハラスメント｣をテーマにオンライン研修実施101アカウント、118名参加
(キ)	地域住民への普及啓発	･市民向けの普及啓発について検討 ①市民向けセミナー開催 2月15日(土)　スイングホール　165名参加 ｢住み慣れた地域で、安心して医療と介護を受けるために～在宅への復帰を支援する『地域包括ケア病床』～｣ ･｢ケアリンピック武蔵野2019｣ 704名参加	･市民向けの普及啓発について検討 ①市民向けセミナー開催(オンライン) 2月19日(金)～25日(木) ｢住み慣れた地域で、安心して医療と介護を受けるために｣映画｢ピア～まちをつなぐもの～｣の配信　118名参加 ②パンフレットの配布 ･｢ケアリンピック武蔵野｣はコロナ禍のため、中止	･市民向けの普及啓発について検討 ①市民向けセミナー(オンライン) 2月18日(金)～3月3日(木) ｢ピア～まちをつなぐもの～｣｢ケアニン～あなたでよかった～｣の配信 104名参加 ②パンフレットの改定作業 ･｢ケアリンピック武蔵野2021｣オンラインにて開催	･市民向けセミナー開催 1月14日(土)22名参加 ドキュメンタリー映画｢人生をしまう時間(とき)｣鑑賞と意見や感想を話し合うワークショップ ･関連図書の展示 1月５～25日　市内3ヶ所図書館 在宅医療介護をテーマにした図書展示と貸出
(ク)	在宅医療･介護連携に関する関係市区町村の連携	･北多摩南部保健医療圏による情報共有 ･リハビリテーション機関ナビの更新準備 ･東京都在宅療養担当者連絡会への参加、情報共有	･北多摩南部保健医療圏による情報共有 ･リハビリテーション機関名簿のWEB化(更新)　(再掲) ･東京都在宅療養担当者連絡会(書面開催)	･北多摩南部保健医療圏による情報共有 ･リハビリテーション機関ナビの更新 ･東京都在宅療養担当者連絡会(中止)資料送付による、情報共有	･北多摩南部保健医療圏による情報共有 ･リハビリテーション機関ナビの更新 ･東京都在宅療養担当者連絡会(中止)資料送付による、情報共有

令和５年３月 29 日
健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議
資料４－１　生活福祉課

福祉総合相談窓口について

１　令和４年度の現状

○令和３年４月　生活福祉課生活相談係に窓口設置。令和４年度から専任の福祉相談コーディネーターを１名増員し、増えてきた継続ケースの支援や他機関との調整、ひきこもり支援事業に力を入れた。

○１回の相談で終了（別の機関への紹介を含む）したケースは 87 件で、どこに相談したらよいかわからないというものもあるが、人間関係などで苦しむ気持ちを聞いてほしいというものも複数あり、聞いてもらって楽になった、気持ちが整理できたと継続相談を希望しないものもある。
継続支援は延べ 548 件（R5.2 月末まで）で、ひきこもりや複数の課題を抱えている世帯で福祉総合相談窓口がしっかり支援を続けているケースのほか、課題の整理や他機関への引継ぎのために複数回の面談や電話相談をしているケースなどがある。

○総合支援調整会議については、令和４年度は市民社協、福祉公社、ひきこもりサポート事業それいゆなど外部の機関を入れた会議とし、複数機関での連携について事例検証をおこなったり、共通の福祉課題について考える時間を多く設けた。

令和4年度　総合相談実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	3年度実績
相談件数（のべ）	56	67	83	39	50	68	46	51	72	78	40		650	582
うち来所	5	9	16	7	12	7	8	6	6	10	9		95	62
電話	28	42	44	24	27	36	27	26	45	55	27		381	377
訪問	3	1	1	3	1	5	4	5	6	7	1		37	21
その他（メール等）	20	15	22	5	10	20	7	14	15	6	3		137	122
新規相談（実人数）	8	10	9	2	10	20	6	11	12	6	8		102	99
うち来所	2	3	6	0	5	4	3	5	0	0	5		33	24
電話	5	7	3	2	5	16	3	6	12	6	3		68	70
訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	1
その他（メール等）	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		1	4
（ひきこもり）	1	1	0	1	2	3	1	1	4	4	0		18	18

２　ひきこもり支援事業の拡充

○ひきこもり支援については、今年度は新たに次の事業に取り組んだ。

①　多摩島しょ地域広域連携事業
清瀬市、国立市、調布市、文京区、豊島区とともに、一般社団法人ひきこもり UX 会議に「ひきこもり女子会＆ママ会」の企画・運営を委託。本市では 11 月 20 日に女子会を開催し、41 名の参加があった。女子会は、ひきこもり支援イベントは男性参加者が多く、参加できない女性がいることに着目し、年齢を区切らない、女性だけで集まれる場を提供。令和２年度からの参加者の声をまとめた報告書も作成し、配布中。

②　市民啓発講演会
当事者とその家族がひきこもりは「相談してよい悩み」と知ること、ひきこもりは誰にでも起こりうることで、地域・社会が支えていく課題であると知ることなど、地域で生活する方がひきこもりに対して正しい理解を持つことを目的として講演会を開催。
・令和４年 12 月 17 日（土）　「経験者が語るひきこもり～解決ではなく共に在ること～」
（講師：ひきこもり UX 会議代表理事　林恭子氏）
参加者：60 名
アンケート結果：大満足 56％　満足 37％　やや満足 10％　普通・不満　0％

令和５年３月29日
健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議
資料４−２　生活福祉課

生活困窮者自立支援事業の実施状況について

１　生活困窮者総合相談窓口実績

平成27年度より生活困窮者総合相談窓口を設置。

相談件数は令和２年度をピークに減少傾向が見られるが、新型コロナウイルス等の影響もあり引き続き多い傾向にある。生活困窮者総合相談窓口は、これまでの周知により、一定の認知を得てきたが、今年度は10月に周知チラシの全戸配布を実施。

相談件数　（単位：件）

年度	29	30	R1	R2	R3	R4　２月末
生活困窮相談	313	377	367	1,341	894	599
生活保護相談	563	631	626	660	619	710
合　計	876	1,008	993	2,001	1,513	1,309

注）相談内容から生活困窮相談、生活保護相談の双方に計上したものあり。

２　法内事業の利用件数等実績

（１）自立相談支援事業（委託先　公益財団法人武蔵野市福祉公社）

複合的課題を抱える傾向にある生活困窮者に対し、課題等の解決に向けて本人の状況に応じた包括的な支援を実施。

支援実績　（単位：件）

年　度	29	30	R1	R2	R3	R4　２月末
新規利用件数	110	114	167	1,358	779	384

（２）住居確保給付金支給事業

離職等による住居の喪失を防止するため、家賃相当額（上限額あり）の給付金を支給。

令和２年度より年齢要件の緩和や、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた離職要件等の緩和、支給期間の延長等が行われ、申請者が大きく増加。令和３年度以降、特例再支給申請期間の延長が繰り返され、令和５年３月末まで延長。

支援実績　（単位：件）

年　度	29	30	R1	R2	R3	R4　２月末
新規決定件数	15	24	31	450	250	113

（３）就労準備支援事業（委託先　社会福祉法人武蔵野）

直ちに就労が困難な生活困窮者に対し、一般就労の前段階としての社会的能力の習得や就職活動に向けた知識の習得等の支援を実施。

支援実績　（単位：人）

年　度	29	30	R1	R2	R3	R4　２月末
実利用者数	17	9	9	6	6	8

（4）学習支援事業（［少人数型］公益社団法人武蔵野市シルバー人材センター
［サポート型］株式会社トライグループ)

貧困の連鎖の防止を目的に、基礎学力の向上を目指した補習教室を実施。

令和２年度は、新型コロナウイルスの影響により６月から教室を実施。令和３年度は終了時間の繰り上げあり。

支援実績（少人数型）　（単位：人）

年　度	29	30	R1	R2	R3	R4　2月末
実利用者数	10	35	27	18	15	11

支援実績（サポート型）　（単位：人）

年　度	R1	R2	R3	R4　2月末
実利用者数	11	14	11	12

（5）家計改善支援事業

生活困窮者が自身で家計の把握を行い、その改善に取り組む力を育てる支援。

支援実績　（単位：人）

年　度	30	R1	R2	R3	R4　2月末
実利用者数	5	7	4	12	11

３　広報・周知、連携について

（1）広報、周知

①市報掲載（４月１日号、４月15日号、６月１日号、１月１日号CIMコラム）
②「啓発用カード」を関係各課・関係施設へ配布（４月・７月）
③４月、７月、10月、１月　国際交流協会　MIAカレンダー（生活困窮に関する窓口）
④５月　学習支援ちらしを青少協へ配布
⑤６月　民生委員生活福祉部会研修
⑥８月、10月、12月、２月　障害者福祉課 つながり（身体・知的対象）（相談窓口）
⑦事業周知チラシ全戸配布（10月）

（2）連携

①庁内連携　生活困窮者自立支援庁内連絡会議・実務担当者会議（10/14）
　　　　　　ひとり親家庭訪問型学習・生活支援事業選定会議（5/20）
②庁外連携　見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会（11/7）

４　生活困窮者自立支援金支給事業

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯を対象に、令和３年７月より支給期間３か月間、６万～10 万円／月（世帯人数により異なる）の支援金を支給。12 月１日より再支給受付開始。申請期限は令和４年 12 月末まで。

支援実績　（単位：件）

年　度		R3	R4　２月末
支給決定件数		249	218
	うち再支給	78	113

５　市独自事業

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で生活に困窮する世帯について、武蔵野市独自の支援策として、当該世帯の生計中心者が常用就職等をした際の初回給与入金までの生活安定及び就労の定着を目的とした「特別就職支援金」と、生活に困窮する世帯が現在の住居を喪失することを防ぐための「住居契約更新料給付金」を令和３年 10 月より実施。

（１）生活困窮者特別就職支援金支給事業

主たる生計維持者の求職意欲を喚起し、常用就職した場合に給与の入金までの生活の安定及び就労定着のための一助として、特別就職支援金を支給。対象は、住居確保給付金または生活困窮者自立支援金を受給中の者で初回支援金５万円を支給後、６カ月就労継続時に、さらに５万円を１回のみ支給。

支援実績　（単位：件）

年　度		R3	R4　２月末
支給決定件数	初回	9	30
	継続	―	14

（２）生活困窮者住居契約更新料給付金支給事業

経済的に困窮し、住居喪失の恐れのある住居確保給付金受給世帯に対し、賃貸借契約の更新にかかる費用の一部を支給。支給決定された住居確保給付金の月額又は更新料のいずれか少ない額を支給。支給上限あり。

支援実績　（単位：件）

年　度	R3	R4　２月末
支給決定件数	26	8

令和５年３月 29 日
健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議
資料５−１　高齢者支援課

市有地活用による看護小規模多機能型居宅介護の整備・運営法人の公募について

今後さらに高まる医療ニーズに対応するため、武蔵野市高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画において、用地確保が困難な本市の地域特性にあった施設整備を進める方針を決定した。今年度、市有地等を活用して看護小規模多機能型居宅介護の整備・運営法人を公募するにあたり、公募要件等の検討のためサウンディング型市場調査を行い、その結果に基づき、以下のとおり整備・運営法人の公募を実施する。

１　公募施設

（１）看護小規模多機能型居宅介護事業所（登録定員 29 人）
（２）地域交流スペース
（３）その他介護保険事業等（任意）

２　応募資格

看護小規模多機能型居宅介護や訪問看護等の介護保険事業の運営実績が１年以上ある法人であること（財務状況及びその他の要件については公募要項にて規定する）。

３　整備予定地（※裏面「案内図」を参照）

- 土地の所在地　吉祥寺南町３丁目 2546 番地９（地番）
　　　　　　　　吉祥寺南町３丁目 24 番６号（住居表示）
- 敷地面積　　509.09 ㎡

４　貸付条件等

整備・運営法人は、市と定期借地権の設定を目的とする土地賃貸借契約を締結し、整備及び運営を行う。

- 貸付期間　30 年
- 貸付料　　土地賃貸借契約の締結時点において、土地の評価をしたうえで、正式な貸付料を決定する。「市有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱」（制定予定）に基づく減額制度あり。

裏面あり

５　公募のスケジュール（予定）

時　期		内　容
令和４年度	12月26日（月）	住民説明会
	１月26日（木）	事業者説明会
	２月下旬から３月中旬まで	応募申込書受付期間
令和５年度	４月から７月頃まで	審査（書類審査・プレゼンテーションなど）
	８月以降	事業者選定
		補助金協議
令和６年度		定期借地権設定契約締結
		工事着工
令和７年度	末頃	施設開設

６　案内図

整備予定地：武蔵野市吉祥寺南町３丁目 24 番６号（住居表示）

参　考

市有地等活用による看護小規模多機能型居宅介護事業者の公募に向けた サウンディング型市場調査の実施概要について

各候補地における優位性や併設する施設等の検討、地域との連携に関する事項などに関して、民間事業者との直接の対話により意見や提案をいただき、公募実施地の選定および公募要件等を検討するために実施した。

1　サウンディングの経過について

（１）実施要領の公表・周知

①メールまたは郵送よる周知

市内介護保険事業所（176 事業所）

市内在宅療養支援診療所（7 事業所）

都内看護小規模多機能型居宅介護運営法人（47 法人）

②ホームページよる周知

市ホームページ

特定非営利活動法人日本 PFI・PPP 協会ホームページ

公益社団法人日本看護協会ホームページ

（２）11 月４日（金）及び 11 月７日（月）サウンディング（対話）の実施

４事業者参加

（３）候補地

①市有地 342 ㎡（吉祥寺南町四丁目）

②市有地 509 ㎡（吉祥寺南町三丁目）

③都有地 1,048 ㎡（境南町一丁目）

2　サウンディングの調査結果から考えられる公募内容の検討

サウンディングの調査結果（概要は裏面）を踏まえると、「②市有地 509 ㎡（吉祥寺南町三丁目）」及び「③都有地 1,048 ㎡（境南町一丁目）」における実現可能性が高いと想定される。現在市内で運営する看護小規模多機能型居宅介護事業所（関前二丁目）の所在地も含めて総合的に判断し、「②市有地 509 ㎡（吉祥寺南町三丁目）」において公募を実施することとする。

裏面あり

市有地等活用による看護小規模多機能型居宅介護事業者の公募検討に係るサウンディング型市場調査結果概要

項目	A社（看多機実績あり）	B社（看多機実績なし）	C社（看多機実績あり）	D社（看多機実績あり）
（1）運営を希望する施設の機能構成および考えられるメリット・デメリットについて **①看多機と居住系サービス（GHなど）と訪問看護** **②看多機と居住系サービス（GHなど）** **③看多機と訪問看護** **④看多機のみ**	**②希望する** ・認知症高齢者グループホーム（GH）を併設することにより、より一層の機能化を図ることができるため	**③④希望する** ・訪問看護を運営しているため、一緒に運営できると効率的である	**①希望する** ・併設の施設としてGHがよい	**③希望する** ・訪問看護を併設することで、通いも在宅も含めて看護師が関わり、家族相談も含めて在宅生活継続に寄与できる
（2）希望する整備の手法、候補地について **①市有地（約342㎡）** **②市有地（約509㎡）** **③都有地（約1048㎡）** **④公有地以外**	**③希望する** ・看多機とGHを整備可能な面積 ④希望する ・自社保有地で運営することで安定かつ各種制限なき自社独自の運営を図れる ・市内全域において、整備可能な土地を調査中であるが、土地価格の高騰等により適切な土地が見つからない状況である	①希望しない ・訪問看護併設の場合は狭い **②希望する** ・看多機と訪問看護を運営する場合に広さは適切。	**③希望する** ・希望する機能構成を考え、候補地の中で最も敷地面積が広い物件を選択	**①②希望する** ・既存の訪問系事業所との距離が近いため、連携が円滑にできる ④希望する ・不動産会社等にもあたっているが適切な土地は見つからない状況である
（3）①運営の具体案、特徴　②地域貢献について予定・実績	・在宅生活を続ける際の多様なニーズへの対応を図り、ご利用者様一人一人に応じた適切な複合型サービス提供を可能にできるサービス提供を実践 ・１階に地域交流スペースと称した、多目的スペースを設置し、より地域に根差した施設運営を実践	・訪問看護経験の長い看護師が多く、在宅生活を支える様々な状況に対する経験が豊富 ・地域の訪問看護、介護の質の向上に寄与できるように、講習会の開催等、積極的に行っていく	・自法人で看多機とGHを運営するとともに地域資源を有効活用し、地域住民とネットワークを構築している	・訪問看護を併設することで、地域の医療機関、在宅サービス利用後のフォローも円滑に実施 ・看取りまで対応することから、ターミナル期の家族支援の実績もある
（3）③看護小規模多機能型居宅介護を運営するうえでの課題	・看護師の採用確保が最課題	・土地、建物について、地価の高い武蔵野市で確保するのは難しく、確保できたとしても、維持、継続していくのはハードルが高い	・利用者・家族・病院相談員等への事業の周知不足 ・制度上、居宅介護支援のケアマネジャーがそのまま担当できれば、看多機のサービス利用へつなぎやすい	・居宅介護支援や地域の医療機関への周知、理解の促進が重要 ・看護師採用が大きな課題
（4）公有地利用の対価	・貸付料について建設時からではなく、開設時からの発生を検討できないか ・貸付料については、柔軟に対応が可能	・無償で貸与あるいは10年等の一定期間無償で提供していただけることを期待	・可能であればさらに低廉な地代で用地を提供していただければ、安定してこの事業を運営することが可能	・想定される地代で事業検討していく

令和５年３月29日
健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議
資料５－２　高齢者支援課

高齢者総合センター大規模改修及び
高齢者総合センター・障害者福祉センター仮設施設設置に係る今後の予定について

経年により施設の老朽化が進む高齢者総合センターについて、公共施設等総合管理計画に基づき、大規模改修を実施して施設の長寿命化を行う必要がある。事業継続を図りながら市民利用等の影響を最小限に留めるため、令和２年度に第２期公共施設等総合管理計画改定における重点プロジェクトに位置付け、大規模改修に向けて検討を行った。今後の事業概要については以下のとおり予定している。

１　高齢者総合センター大規模改修について

⑴　高齢者総合センターの概要

平成５（1993）年に竣工した武蔵野市立高齢者総合センターは、「在宅介護・地域包括支援センター」、「デイサービスセンター」、「住宅改修・福祉用具相談支援センター」及び「社会活動センター」の４つの機能を持ち、開設当初から高齢者のための中核的施設としての役割を果たしている。

⑵　大規模改修の概要

開設から約30年が経過し、建物及び付属設備の経年劣化が進んでいることから、予防保全に基づく大規模改修工事を行う。主な工事内容として、給排水設備更新工事、電気設備更新工事、外壁面改修工事、屋上防水工事、内装改修工事等を予定している。大規模改修工事にあたっては、１年間程度の休館を伴うため、上記保全工事に併せて以下の事業課題を解決するための工事を実施する。

⑶　事業課題への対応

ア　社会情勢の変化や高齢化の進展により必要となる設備が大きく変化している状況を踏まえ、開設後30年の変化に対応するとともに、利用者のニーズに対応した改修を行う。

イ　フリースペースが３階にあることの施設管理上の難しさを解消するため、１階と３階のレイアウト変更を実施する。

⑷　その他

今後、高齢者総合センターの利用者へ工事期間中の移転及び休止に関するスケジュールについて周知を行うことを予定している。

裏面あり

２　高齢者総合センター・障害者福祉センター仮設施設の設置について

高齢者総合センター及び障害者福祉センターは大規模改修等の工事期間に仮設施設を設置し、連続して使用することで仮設費用の低減を図りながら大規模改修等を行う。

⑴　仮設施設の概要

ア　敷地概要

<table>
<tr><td>名称／現況</td><td>旧中町自転車保管所／更地</td><td>地積</td><td>2,097.80㎡</td></tr>
<tr><td>地番</td><td>中町２-2968-１他</td><td>用途地域</td><td>第一種低層住居専用地域</td></tr>
<tr><td rowspan="2">案内図</td><td rowspan="2">
</td><td>建蔽率／容積率</td><td>50％／100％</td></tr>
<tr><td>許容床面積</td><td>1,048.9㎡／2,097.80㎡</td></tr>
</table>

イ　建物概要（予定）

建築面積：1,036.80 ㎡、階数：１階建、構造：軽量鉄骨ブレース構造

機能　　：＜高齢者総合センター＞

在宅介護・地域包括支援センター、デイサービスセンター及び住宅改修・福祉用具相談支援センター

※社会活動センターは休止

＜障害者福祉センター＞

通所支援部門、相談支援部門、生活介護事業、児童発達支援事業及び放課後児童健全育成事業

３　高齢者総合センターに係る今後のスケジュール案

令和５（2023）年度	高齢者総合センター大規模改修工事実施設計
令和５（2023）年度～６（2024）年度	仮設建物設置工事、仮設建物への移転
令和６（2024）年度～７（2025）年度	高齢者総合センター大規模改修工事
令和７（2025）年度秋頃	高齢者総合センターへの移転、使用開始

参考資料

■高齢者総合センター及び障害者福祉センター大規模改修等に係る事業スケジュール（案）

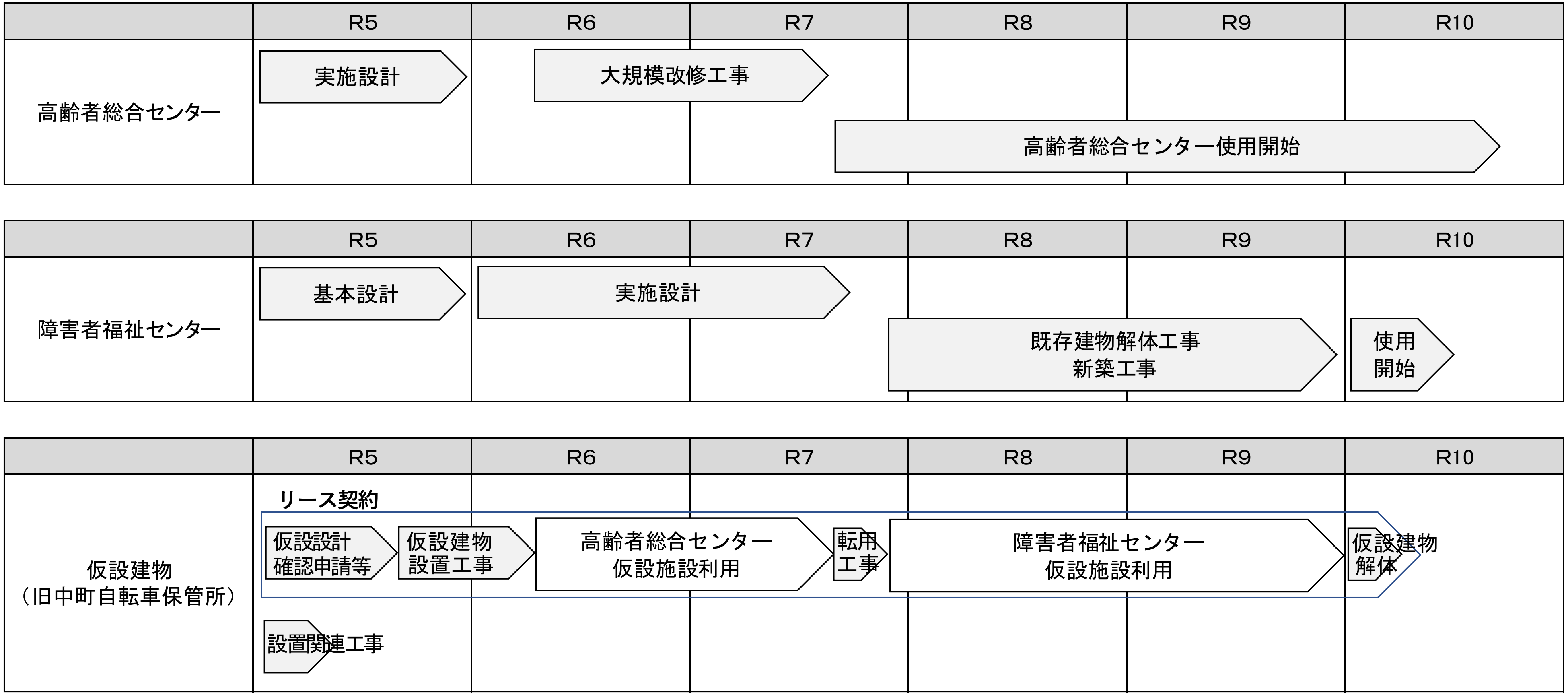

令和５年３月29日
健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議
資料５－３　高齢者支援課

武蔵野市立北町高齢者センターあり方懇談会報告書について

1　設置経緯

武蔵野市立北町高齢者センターは、昭和62（1987）年にデイサービスと高齢者専用住宅を併設する施設として開設されたが、施設の老朽化、利用者像の変容、子育て支援施設の併設による機能の付加等、開設当初と様相が変化している状況を踏まえ、今後のあり方について検討を行うこととした。その検討に資する意見を聴取し、助言を求めるため、武蔵野市立北町高齢者センターあり方懇談会を令和４（2022）年８月24日に設置した。

2　所管事項

⑴　高齢者福祉サービスにおける武蔵野市立北町高齢者センターの役割に関する事項
⑵　コミュニティケアサロン（デイサービス）の現状と課題に関する事項
⑶　小規模サービスハウスエリアに関する事項
⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3　委員名簿

	委員氏名	所属
◎	渡邉　浩文	武蔵野大学人間科学部社会福祉学科教授
○	久留　善武	一般社団法人シルバーサービス振興会事務局長
	佐藤　清佳	武蔵野市民生児童委員協議会第二地区会長
	田村　晃一	社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会事務局長
	廣瀬　幸子	武蔵野市立北町高齢者センターボランティア
	伊藤　朝子	公益財団法人武蔵野市福祉公社常務理事
	柳野　聡	武蔵野市立北町高齢者センター職員
	石川　久雄	子ども家庭部子ども家庭支援センター担当課長
	山田　剛	健康福祉部長

◎座長　○職務代理者

4　検討経過

令和４年９月から令和５年２月まで全６回の懇談会を開催して議論を重ね、その内容について報告書を作成した。

5　報告書　　別紙のとおり

6　今後について

本報告書の内容を武蔵野市高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画策定の基礎資料とし、令和５（2023）年度設置予定の健康福祉施策推進審議会の武蔵野市高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画専門部会において議論を深め、北町高齢者センターの今後について市の方針を検討する。

令和５年３月29日
健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議
資料６－１　障害者福祉課

武蔵野市障害者福祉センター
改築に伴う基本計画（案）

この基本計画案について、皆様のご意見をお寄せください

募集期間：令和５年１月１日（日曜日）から１月27日（金曜日）まで（必着）

提出方法：氏名、住所、連絡先をご記入のうえ、郵送、FAX、メール又は直接、
　　　　　武蔵野市役所健康福祉部障害者福祉課へご提出ください。

提出先　：〒180-8777 武蔵野市緑町２－２－28 武蔵野市健康福祉部障害者福祉課
　　　　　電話：0422-60-1904　　FAX：0422-51-9239
　　　　　ﾒｰﾙ：SEC－SYOUGAI@city.musashino.lg.jp

説明会　：

令和５年１月15日（日曜日）	10時から	武蔵野市役所西棟	111会議室
１月18日（水曜日）	午後７時から	障害者福祉センター	会議室
１月19日（木曜日）	午後７時から	武蔵野市役所西棟	111会議室
１月21日（土曜日）	10時から	障害者福祉センター	視聴覚室

＊提出いただいたご意見の内容は、個人情報を除き原則公開いたします。

令和４年１２月

目次

Ⅰ　基本計画策定にあたって　1

Ⅰ-1　基本計画策定の目的　1

Ⅰ-2　基本計画策定における、他計画・法令等との関係　1

Ⅰ-3　基本計画の位置付け　2

Ⅱ　障害者福祉センターの活用状況　3

Ⅱ-1　障害者福祉センターの活用状況　3

Ⅱ-2　武蔵野市障害者福祉センターあり方検討委員会の検討結果　12

Ⅲ　障害者福祉センターの改築に関する基本理念と基本方針　14

Ⅲ-1　基本理念　14

Ⅲ-2　基本方針　14

Ⅳ　障害者福祉センター改築に関する諸要件の整理　16

Ⅳ-1　整備予定敷地の概要　16

Ⅳ-2　ゾーニング及び必要諸室・諸条件についての検討　18

Ⅳ-3　配置計画、車両・歩行者の動線計画　23

Ⅳ-4　ゾーニング、階構成案　24

Ⅴ　施設整備に関する考え方　25

Ⅴ-1　敷地概要、建築概要　25

Ⅴ-2　施設整備における留意事項　26

Ⅵ　事業費及び事業スケジュール　29

Ⅵ-1　事業費想定　29

Ⅵ-2　事業スケジュール　29

Ⅰ　基本計画策定にあたって

Ⅰ-1 基本計画策定の目的

昭和 55（1980）年に開設後、築 42 年が経過している障害者福祉センターについては、令和３（2021）年２月の公共施設等総合管理計画庁内推進本部にて、劣化状況調査の結果、建物全体で経年相当の劣化が進行しているため、大規模改修を実施するか、建替えを実施するか、今後の方針を早急に検討する必要性がある、との報告がなされた。この報告を受け、武蔵野市障害者福祉センターあり方検討委員会を設置し、建物・設備の老朽化に伴う大規模改修や業務のあり方、機能の見直しについて検討を行うこととなった。

武蔵野市障害者福祉センターあり方検討委員会において、障害福祉サービスの社会的背景、障害者福祉センターで行われている事業や利用状況、利用者やサービス提供事業者からの意見等のソフト面と、敷地の条件・現施設の建築としての課題などのハード面の双方から検討した結果、障害者福祉センターの老朽化への対応として、大規模改修ではなく、建替えが望ましいとの報告を受け、安全に事業を継続するため、建替えを行うこととした。

本基本計画は、基本的な施設整備の内容を整理し、基本理念や基本方針、建替えに関する諸条件の整理を目的として策定する。

Ⅰ-2 基本計画策定における、他計画・法令等との関係

本計画は、市の最上位計画である武蔵野市第六期長期計画、健康福祉分野における横断的な課題や連携すべき方向性と総合目標、重点的な取組を定めた武蔵野市第 3 期健康福祉総合計画・第５期地域福祉計画、障害福祉分野の個別計画を定める武蔵野市障害者計画・第６期障害福祉計画に従い、庁内の関連諸計画等との整合を図り、また、障害福祉関連諸法令等や建築関係の諸法令等を踏まえることで、整備に向けた基本的な考えを示すものとする。

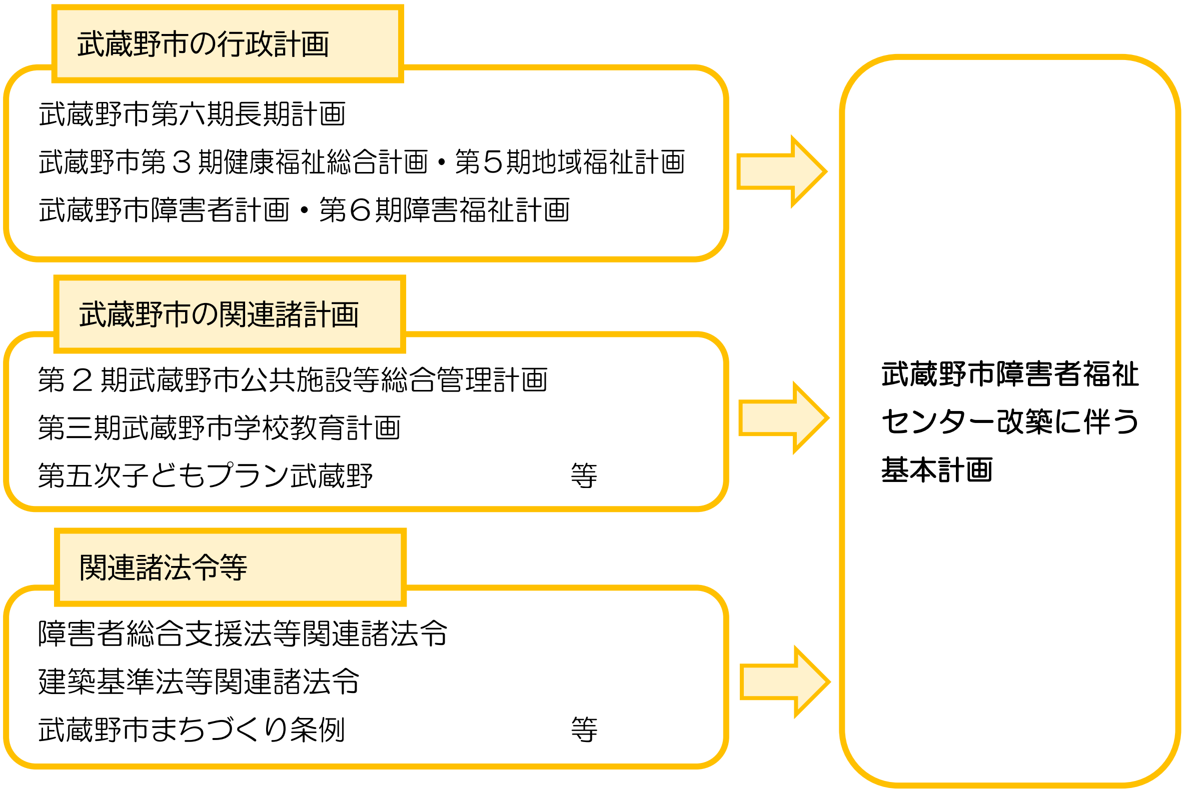

Ｉ-3 基本計画の位置づけ

基本計画においては、武蔵野市障害者福祉センターあり方検討委員会の検討内容を素地として、基本方針を示すとともに、Ｉ-2 に示す関連諸計画・法令等との整合を図り、建築における諸要件を検討することで、新しい障害者福祉センターの整備方針・備えるべき機能等を検討し、次年度以降に実施する基本設計・実施設計における設計与条件を整理する。

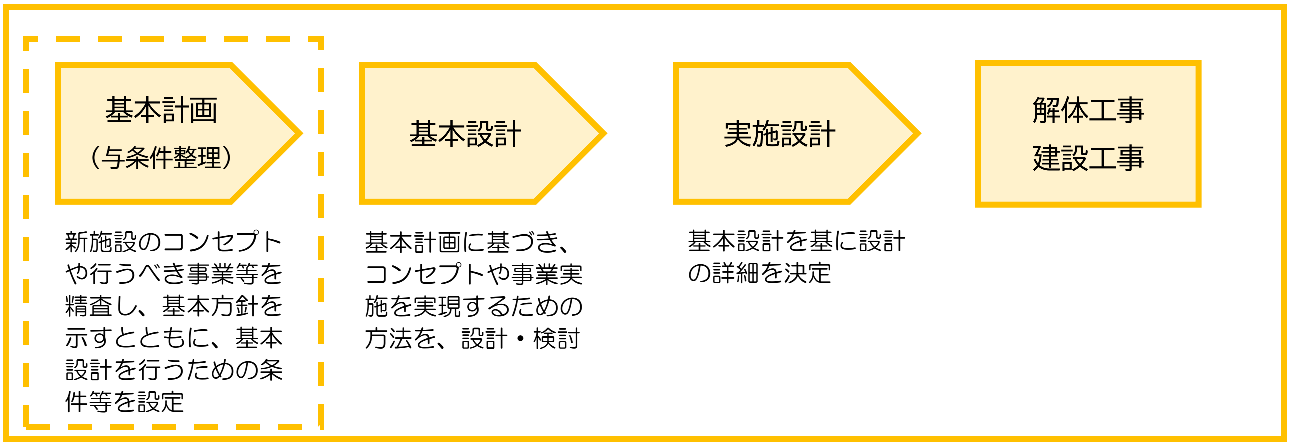

Ⅱ　障害者福祉センターの活用状況

Ⅱ-1 障害者福祉センターの活用状況

１　障害者福祉センター設立の背景及び現在に至るまでの経緯

戦後、日本国憲法に福祉が位置付けられ、生活保護法（1946 年)、児童福祉法（1947 年)、身体障害者福祉法（1949 年）の福祉三法が制定された。さらに、1951 年には、福祉事業を民間が行う受け皿として、社会福祉事業法が制定されたことにより、福祉サービスは、行政の措置として提供され、その事務は国から委任を受けた地方公共団体の長により国の機関として処理され、その費用は応能負担とする、という社会福祉の基礎構造が形成された。また、福祉事業を民間の社会福祉法人に措置委託として行うための基盤が整えられた。その後、「完全参加と平等」をテーマとした国際障害者年（1981 年)、障害者に関する世界行動計画（1982 年）及び国連・障害者の 10 年（1983 年～1992 年）に影響を受け、ノーマライゼーションの理念が普及し、施設入所中心の施策に地域福祉を加味する形で関連法や施策が変更された。(以上出典、文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会 資料３－３「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）第４日本の障害者施策の経緯」)

このような時代背景の中、障害者団体の団体事務室の設置と、相談コーナー及びリハビリテーションの場の設置、また、障害者自身の教養講座の実施を主とする請願から、武蔵野市障害者福祉センター設立推進連絡協議会（以下「協議会」という。）が発足した。協議会から障害者福祉センター設立の要望書が提出され、市は心身障害者通所訓練所や学童保育クラブ等の施設を取り壊し、新たに地下１階地上３階の施設を建設する計画を立て、障害者福祉センターの建設に至った。設計段階から利用者や支援団体、地域の意見を聞きながら、地域に根差した施設になるべく、「リハビリテーション」、「コミュニケーション」、「アクセシビリティ」、「安全性と快適性」という４つの設計ポイントをもって建てられた。

こうして建設された障害者福祉センターは、昭和 55（1980）年 12 月、身体障害者福祉法に基づく、身体障害者福祉センターＢ型として認可され、同時に、条例で規定される武蔵野市障害者福祉センター運営協議会が設置された。

その後、社会福祉基礎構造改革による社会福祉事業法等の大幅な改正が行われ、サービス利用の仕組みが「措置から契約」へと制度移行し、支援費制度から障害者自立支援法、そして障害者総合支援法へと法体系も整備され、法の給付に基づいた新たな障害福祉サービスの仕組みが創設された。その中で、障害者福祉センターで東京都の補助金を原資として活動していた任意団体の事業は方向性の転換を余儀なくされることになった。そのため、平成 22（2010）年に障害者福祉センターで行っていた各種事業を大幅に見直し、障害福祉サービスにおいて民間参入が難しいと想定された事業（現在障害者福祉センター内で実施されている事業）に再編した。平成 29（2017）年には指定管理者制度を導入するなど、法改正に対応した障害福祉サービスを提供するとともに、法体系に基づく制度では捕捉しきれない障害のある方々に向けてもきめ細やかな支援を実施している。

２　障害者福祉センターにおける事業

市では、社会福祉法人武蔵野を障害者福祉センターの指定管理者に指定している。また、障害者福祉センターの一部分を社会福祉法人武蔵野千川福祉会に貸し出している。

障害者福祉センターで行なわれている事業は、武蔵野市障害者福祉センター運営協議会に諮問し、決定しているが、障害者総合支援法に基づく自立支援給付事業（以下「法内事業」という。）と市の単独事業（以下「市単独事業」という。）に大別される。

①管理部門　市単独事業

ア　施設貸出

障害者団体・ボランティア団体の方を対象に活動の場を提供

イ　各種講習会（障害者手帳所持者対象）

社会生活を送る上で必要な技術の習得、趣味や教養の講座の実施

ウ　通所移送事業

通所訓練等で利用される障害のある方のために、必要に応じて送迎を実施

②通所支援部門（生活リハビリサポートすばる）　法内事業・市単独事業

〈自立訓練（機能訓練）〉

病院や施設を退院（退所）し、地域生活へ移行する方を対象とした、地域での生活力を高めるための身体的リハビリテーションなど

〈中途障害者デイサービス〉

介護保険や既存のサービスを利用しにくい中途障害のある方などを対象として、社会参加と活動の場を提供。地域生活をより豊かにするための支援

③相談支援部門（障害者相談支援事業所ほくと）　法内事業・市単独事業

〈専門相談〉・リハビリ相談（補装具、日常生活用具、住宅改修など）
・視覚障害者相談支援事業
・高次脳機能障害相談支援事業「ゆいっと」

〈計画相談〉・障害福祉サービスを利用する際のサービス等利用計画書の作成
・相談支援専門員による基本相談

④生活介護（千川作業所）　法内事業

⑤児童発達支援事業（千川おひさま幼児教室）　法内事業

⑥放課後児童健全育成事業（千川さくらっこクラブ）　児童福祉法に基づく市事業

※①～③は市が社会福祉法人武蔵野に指定管理委託、④～⑥は社会福祉法人武蔵野千川福祉会による事業

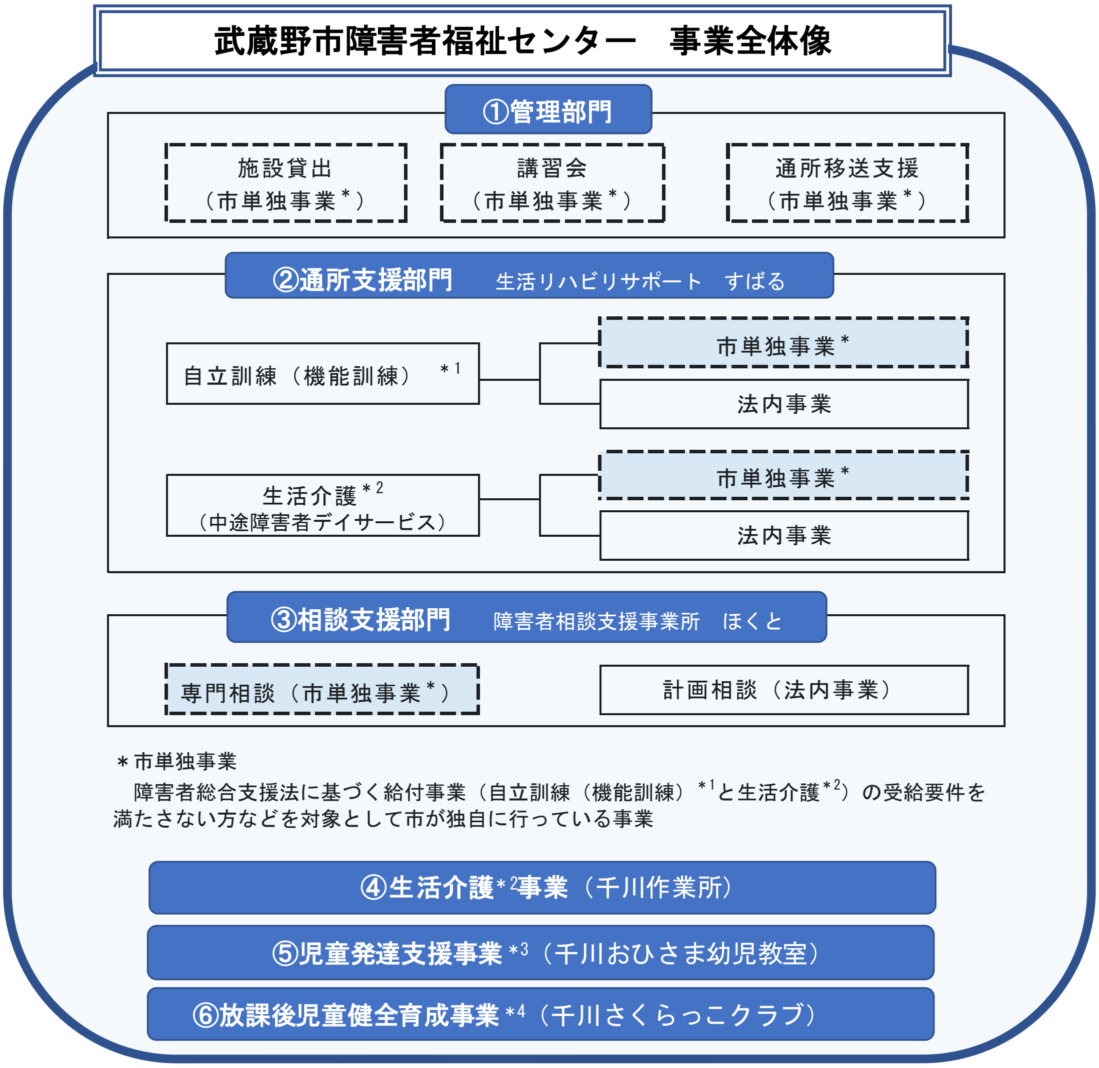

【用語解説】

＊１	自立訓練（機能訓練）	障害福祉サービスの一つ。自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練
＊２	生活介護	障害福祉サービスの一つ。常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
＊３	児童発達支援事業	障害のある児童を通所させて、日常生活の基本的動作の指導や、知識や技能の付与等の訓練を行うサービス
＊４	放課後児童健全育成事業	児童福祉法第６条の３第２項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの

３　障害者福祉センターの利用状況推移

①　管理部門

●施設貸出（貸出対象：障害者団体・ボランティア団体）

（上段：件数　　下段：利用者数）

年度	視聴覚室	録音室	印刷室	調理実習室	会議室	計
29（2017）	43	173	91	19	128	454
	506	453	203	108	1,700	2,970
30（2018）	52	191	109	10	140	502
	553	561	245	72	1,713	3,144
元(31)（2019）	47	181	79	20	144	471
	536	482	182	106	1,759	3,065
2（2020）	97	187	22	貸出中止	85	391
	731	269	30		660	1,690
3（2021）	95	155	31	0	104	385
	659	212	53	0	773	1,697

●機器等の貸出　（件数）

年度	印刷機	録音機	車椅子	その他※	貸出図書	合計
29（2017）	94	11	5	236	2	348
30（2018）	109	-	7	203	9	328
元(31)（2019）	79	-	5	120	15	219
2（2020）	21	-	-	66	6	93
3（2021）	30	0	0	76	21	127

※その他にはお茶セットとピアノを含む。

②　通所支援部門（生活リハビリサポートすばる）

●自立訓練（機能訓練）（障害者総合支援法に基づく法内事業）

病院や施設を退院（退所）し、地域生活へ移行する方を対象とした、地域での生活力を高めるための身体的リハビリテーション

年度	実施日数	通所延人数	訪問人数
29（2017）	244	1,113	59
30（2018）	241	1,313	52
元(31)（2019）	240	1,462	34
2（2020）	237	572	8
3（2021）	242	593	9

●中途障害者デイサービス（生活介護）

介護保険や既存のサービスを利用しにくい中途障害のある方などを対象として、地域生活をより豊かにするための支援

年度	実施日数	延人数
29（2017）	244	1,479
30（2018）	244	1,645
元(31)（2019）	240	1,537
2（2020）	237	1,448
3（2021）	242	1,251

●市単独事業による自立訓練（機能訓練）、生活介護

障害者手帳等を申請中の方、障害があっても手帳が取得できない、または障害支援区分等で障害者総合支援法の障害福祉サービスに該当しない方で、市が自立訓練、生活介護等のサービスが必要と認めた方を対象とした支援

年度	実人数	延人数
29（2017）	8	113
30（2018）	11	183
元(31)（2019）	2	42
2（2020）	7	148
3（2021）	5	146

③　相談支援部門（障害者相談支援事業所ほくと）

●リハビリ相談

身体機能や日常生活の状況に応じた、必要な補装具、日常生活用具、住宅改修等に関する相談

＜相談件数＞

年度	実人数	延人数
29（2017）	72	673
30（2018）	50	563
元(31)（2019）	61	603
2（2020）	74	749
3（2021）	74	800

●視覚障害者相談支援事業

視覚障害者の在宅生活を維持、向上させるために必要な相談、生活訓練、生活指導その他の支援

＜相談件数＞

年度	実人数	延人数
29（2017）	98	1,121
30（2018）	93	977
元(31)（2019）	97	902
2（2020）	91	729
3（2021）	87	743

＜点字教室＞

年度	実施回数	実人数	延人数
29（2017）	33	7	164
30（2018）	34	8	182
元(31)（2019）	34	8	162
2（2020）	27	7	113
3（2021）	33	6	135

●高次脳機能障害相談支援事業（ゆいっと）

事故や病気などで脳に損傷を受け、高次脳機能障害となった方への地域生活と社会復帰の支援

＜相談件数＞

年度	実人数	延人数
29（2017）	52	1,444
30（2018）	40	1,392
元(31)（2019）	59	1,086
2（2020）	49	1,254
3（2021）	66	1,376

＜フリーサロン＞

年度	実施回数	実人数	延人数
29（2017）	22	7	103
30（2018）	22	6	31
元(31)（2019）	22	7	39
2（2020）	18	7	64
3（2021）	19	10	110

４　障害者福祉センターにおける団体利用

会議室等の施設を障害者団体や支援者団体などに貸し出すことで、団体の活動や交流を支援している。利用には、団体として利用登録をする必要がある。登録には会則等の資料の提出が必要で、年度ごとに申請を行う。年度途中の申請も可能

⑴　登録団体と主な活動（令和４（2022）年４月現在）

	団体名称	区分*	活動内容
1	すみれの会	当	失語症グループの自主訓練
2	武蔵野市聴覚障害者協会	当	聴覚障害者の当事者団体
3	ふれあいクラブ	当	絵画や折り紙など余暇活動、会報の作成
4	サークル・ジャンプ・モモの会	当	社会人及び学齢児の音楽療法
5	武蔵野市障害者福祉協会	当	身体障害者の当事者団体、親睦活動
6	ひまわり友の会	当	ひまわり作業所閉所後の親睦活動。映画鑑賞、昼食会など
7	絵の会おもちゃ箱	当	知的障害者を対象とした絵画教室
8	パラウイング	当	卓球の自主グループ
9	むらさき育成会	当	知的障害者の親の会
10	山彦の会	当	知的障害者の親の会
11	武蔵野市登録手話通訳者連絡会	ボ	武蔵野市手話通訳派遣事業に基づき市内の聴覚障害者に対し円滑な通訳を行う。
12	手話サークルむさしの（昼）	ボ	手話を通して聴覚障害者の理解を深める。
13	手話サークルむさしの（夜）	ボ	手話を通して聴覚障害者の理解を深める。
14	朗読奉仕の会むさしの	ボ	武蔵野市視覚障害者福祉協会に協力し朗読奉仕をする。公の広報物の音訳と発送
15	むさしの成年後見サポートセンターこだまネット	ボ	成年後見に関する活動

＊区分　…　当：当事者団体、ボ：ボランティア団体

⑵　建替えに関する利用登録団体の意見

　武蔵野市障害者福祉センターあり方検討委員会では、各利用登録団体の利用状況や障害者福祉センターに求める機能について検討の基礎資料とするため、令和３年６月に書面によるアンケート調査を実施した。

　また、本基本計画を策定するにあたり、改めて登録団体に対して対面で、現在の使用状況、建替え後の障害者福祉センターに期待すること、あったらいいと思う機能、団体の活性化のために期待すること等についてのヒアリングを実施した。

【基本計画策定にむけてのヒアリングについて】

ヒアリング実施期間　　令和４年９月７日から 15 日まで

ヒアリング実施団体　　14 団体（対面ヒアリング 11 団体、書面回答３団体）

Q　現在、よく利用している部屋や機能について

A

- 視聴覚室や地下会議室を、団体の会議や交流等の場所として利用している。
- 地下会議室を、芸術活動の場やスポーツの場として利用している。
- 地下会議室のロッカーを、団体備品や資料等の保管場所として利用している。
- 印刷室を、会報等の印刷発送作業等を行うために利用している。

Q　建替え後の障害者福祉センターについて期待すること・あったらいいと思う機能・団体の活性化のために期待すること等

A

≪活動の場について≫

- 会によっては大規模な集まりもあるので、大きい会議室があるとよい。
- 青年期以降の心身障害者が活動できる、運動できるようなスペースが欲しい。
- 団体の活動として調理を行ってきたため、調理室があるとよい。
- かつては、行事の際に調理等も行ってきたが、現在ではケータリング等が充実しており、調理室は使用していない。ミニキッチン等があれば、用いるかもしれない。
- Wi-Fi 機能、スクリーン、プロジェクター等を整備することで、ネット環境を整備して、障害者や支援者が様々な取組を行える場があるといい。
- 交通の便がいまいちのため、駅に近いコミセン等を利用することが多い。広い会場として用いることができる会議室や、Wi-Fi 等が整備されている部屋があれば、利用するかもしれない。
- 音楽療法等を行えるような、視聴覚機能を有する部屋は引き続きあるとよい。

≪地域との交流、団体間の交流などについて≫

・みんなが集まることができる場所、地域と共存していく場所、地域に発信できる場所にしてほしい。
・年齢に関係なく集える場所になってほしい、他の団体とも交流したい。
・情報を得ることができる機能・相談ができる拠点となってほしい。
・障害のある方もない方も交流できる機能があるとよい。
・メンターとしての相談ボランティア事業が実施できるような場所があるとよい。
・かつての障害者福祉センターのロビーのように、ソファーや囲碁・将棋があり、気軽に利用できるロビーがあるとよい。
・外部から見て、どのようなことが行われているのかが分かるように、地域に開放された施設になってほしい。
・団体間の情報交換ができるようなフリースペースやロビーがあるといい。
・障害者とその関係者が、地域の市民に親しまれるセンターになってほしい。またイベント等を通して、市民との交流の場となればよいと思う。

≪団体の活動支援について≫

・印刷室は会報等の印刷のために、引き続き整備してほしい。
・団体の備品を保管する機能は、引き続き整備してほしい。

≪その他≫

・災害時に障害者の避難場所を整備してほしい。
・１階に多目的室があると、講演会やイベント等を行う際に使用しやすい。
・交通のアクセスがいい場所ではないので、自転車で来館することも多い。雨天時に屋根付きの駐輪場があると助かる。
・来場者用の駐車場があるとよい。

Ⅱ-2 武蔵野市障害者福祉センターあり方検討委員会の検討結果

武蔵野市障害者福祉センターあり方検討委員会では、障害者福祉センターの建物の劣化状況や行われている事業について検討が行われ、現在実施されている事業を安全に継続して実施していくために、現在の建物を大規模修繕して事業継続するのではなく、建替えを実施し、安全に事業を継続することが望ましいとの結論を一致して得た。また、議論の中で上がった意見は下記のとおりである。

1 現状の機能（事業）等について

- ○現在行っている事業（機能）の中で不要なものは一つもない。
- ○障害者福祉センターの開設当初に比べ、法改正に伴う障害種別範囲の拡大と障害の重度化・高齢化により、障害福祉サービスの対象者数は増加し、そのニーズも多種多様化している。
- ○障害者に関する法律、介護保険等高齢者に関する法律が整備されてきたが故に、介護保険サービスに馴染まない 40～60 歳代の方、障害者総合支援法に馴染まない若年層の中途障害の方、身体障害者手帳を取得していないが支援を必要とする方、病後に復職を希望する方などからの支援のニーズが増加傾向にある。

2 建物について

- ○事業者のアンケートでは、見通しが悪い、死角が多いといった、事業を実施する観点から様々な安全上の課題が挙げられた。設計者の論文から、建物全体が利用者の訓練の場となるべく様々な工夫がなされていることは理解できた。しかし、法規制も変わり、障害者が利用する機器や補装具も変わる中、現在の法規制に対応した安全性を確保するのは大規模改修では難しいと考える。障害のある当事者が、機能訓練や生活訓練をきちんとできるよう、最低限の環境を整えるためにも、大規模改修で長寿命化を図るのではなく建替えするのが望ましい。
- ○交通の便の良い所に移転して規模も拡大すべきという意見もあるが、現在の場所は、落ち着いた環境で利用者の支援ができる。また、利用者の送迎車を停車させやすい。交通の便が良い場所で現在と同規模の施設を確保するのは困難であり、なにより、地域の理解を得られていることは大きな利点である。また、駅前など交通の便が良い場所に今の建物の規模を建てられる場所を確保することは困難であり、旧なごみの家の敷地も一体と考え、利用者用駐車場を整備するなど、現在の場所で地域に根付いた施設としてあることが望ましい。
- ○建替えは、この先に必要となる機能も視野に入れて整理していく必要はあるが、まずは現在行っている事業を安全な環境で安心して行える施設であることが第一である。
- ○駐車場は、今は送迎車しか停められず、不十分である。旧なごみの家の敷地も一体として検討し、利用者用の駐車スペースも確保し、利便性を図るべきである。

３　今後求められる機能（事業）について

〇民間では支援することが難しい重度の障害のある方、法の網から漏れてしまう方への支援、そして団体支援こそが、公が担うべき役割ではないか。

〇介護保険サービスに馴染まない 40～60 歳代の方、障害者総合支援法に馴染まない若年層の中途障害の方、身体障害者手帳を取得していないが支援を必要とする方、病後に復職や復学を希望する方などへの支援として、ピアサポート機能、医療系の専門職による相談支援機能、生活のためのリハビリテーション、就業や復学のためのリハビリテーションなどが必要となってくる。

〇社会福祉法人武蔵野が事業を展開している障害者総合センターとの役割分担を明確にし、障害者福祉センターが中心となって市の障害者福祉施策を展開するような役割を担うように整理をしていくべきではないか。

〇障害者総合支援法や児童福祉法に基づく障害福祉サービスだけではなく、就労支援や余暇活動を支援する役割を担う必要があるのではないか。

〇設立当初から取り組んできた、千川地域の行事などへの参加や市内全域からの利用者の受入れを継続し、地域とのつながりを保ち続けながら、居場所機能や避難所の機能も備えた、立ち寄りやすく地域に開かれた施設であり続けることは今後も必要となってくる。

〇第６期障害福祉計画でも「市民が主体となる地域活動の推進」が挙げられており、市の施設として、障害者団体・ボランティア団体の活動を促進する場や資源の提供は、今後もますます重要になる。

Ⅲ　障害者福祉センターの改築に関する基本理念と基本方針

Ⅲ-1 基本理念

基本理念

障害のある方を支援する、障害者福祉の中心的な拠点

建替え後の新しい障害者福祉センターについては、その基本理念を「障害のある方を支援する、障害者福祉の中心的な拠点」とし、建替え事業を実施していく。

現在の障害者福祉センターはかつて、身体障害者福祉法に基づく身体障害者福祉センターB 型の施設として整備され、市内の障害者福祉の拠点として機能していたが、法改正に基づく事業再編、老朽化、建物形状による様々な制限、施設整備基準の改正などにより、当初意図された機能を十全に発揮し切れていない面もある。

そのため、現施設を設計した際の設計理念である「利用でき、かつ理解しあう場となる、地域に根ざした施設」になるための「リハビリテーション」「コミュニケーション」「アクセシビリティ」「安全性と快適性」という考えを継承しつつ、将来までも機能する障害福祉の拠点として障害のある方、支援者が集まり、かつ地域にも開かれた拠点となるように整備を行う。

そして、基本理念を具現化するために４つの基本方針を定める。

Ⅲ-2 基本方針

基本方針1　　現在の事業を、安定的かつ安全に継続することができる施設

◇現在行われている各種事業を、安定して継続できるよう、建物の安全性を高める。
◇自立支援給付を受ける事業については、事業所として東京都等の指定を取得
◇相談支援機能の強化

現在行われている事業については、障害者総合支援法になじまない若年層の中途障害のある方の支援や高次脳機能障害相談支援事業、児童発達支援事業や放課後児童健全育成事業など、障害種別の多様化に応じたサービスや、民間事業者では提供が困難なサービスを提供してきた経緯がある。これらの事業を安定的に継続することができる施設を整備することが求められる。そのために法内事業については、事業所としての指定を取得することができるように、各種指定基準を満たすように整備を行う。

また、実施されている各種相談事業についても、他施設で行われている相談事業と連携を図りながら、今後の相談ニーズを満たすことができるように、機能強化を図る。

基本方針２　団体活動を支え、交流を促進する「活動の場」としての施設

◇団体が多目的に用いることができる、会議室機能の整備
◇団体間の交流を促進し、活動の拠点として用いることができる、スペースを整備

障害者福祉センターでは、各団体が今までも会議・スポーツ・芸術活動・講演会等の様々な活動を実施しており、多目的に用いることができる会議室機能が引き続き求められている。

また、団体の活動を活性化し支えるために、印刷や軽作業を行う活動機能・情報収集機能・交流機能などを備えたスペースを充実させていく。

基本方針３　地域の人々に親しまれ、互いに交流することができる施設

◇地域との交流を深める、地域交流スペースを１階ロビーに整備
◇地域交流スペースは、障害者福祉に関する理解や関心を高める取組を行う場とするとともに、各種事業実施上の機能との整合性を考慮して整備

現障害者福祉センターのロビーは、主要な交通動線である西側都道から奥まった場所にあり、地域の方が気軽に立ち寄ることができるレイアウトとはなっていない。また、障害者福祉センター内で、どのような事業が実施されているかについても、通行する人からはわかりにくくなっている。

行われている事業や取組・障害福祉について理解や関心を高めるためのイベントや展示等を行えるよう、地域の方が気軽に立ち寄ることができるスペースを整備する。

一方で、１階ロビーは、事業用送迎車のための駐車スペースや、送迎を待つ利用者のための待機スペース、建物全体の管理機能等も配置しなければならない。それらの機能と整合性を図りながら、地域交流のための機能を整備する。

基本方針４　時代の変化に対応し、継続して障害者福祉の機能を担える施設

◇時間経過とともに変化する障害福祉のニーズに対応できる、可変性を備えた施設整備

現障害者福祉センターは、時代とともにサービスの再編が行われ、実施事業の見直しが行われてきた。法改正等により当初設計時に想定していた以外の用途で使用された際には、建物形状等の制約により、各室が使用しにくい状況も生じてきた。

今後も、社会情勢の変化や法改正等に伴い、障害福祉サービスのニーズが変化していくことも想定される。サービスの再編が再び行われることも想定し、可変性のある構造を選択し、各室を整形で設計することで、フレキシブルな建築物としていく。

Ⅳ　障害者福祉センター改築に関する諸要件の整理

Ⅳ-1　整備予定敷地の概要

1　障害者福祉センターの位置及び敷地面積と都市計画等諸条件

⑴　位置及び敷地面積

　障害者福祉センターは八幡町４丁目に位置し、建築確認上の敷地は、現障害者福祉センターと旧なごみの家の二つに分かれている。

現障害者福祉センター	約1,030 ㎡	
旧なごみの家	約　250 ㎡	
合計	約1,280 ㎡	

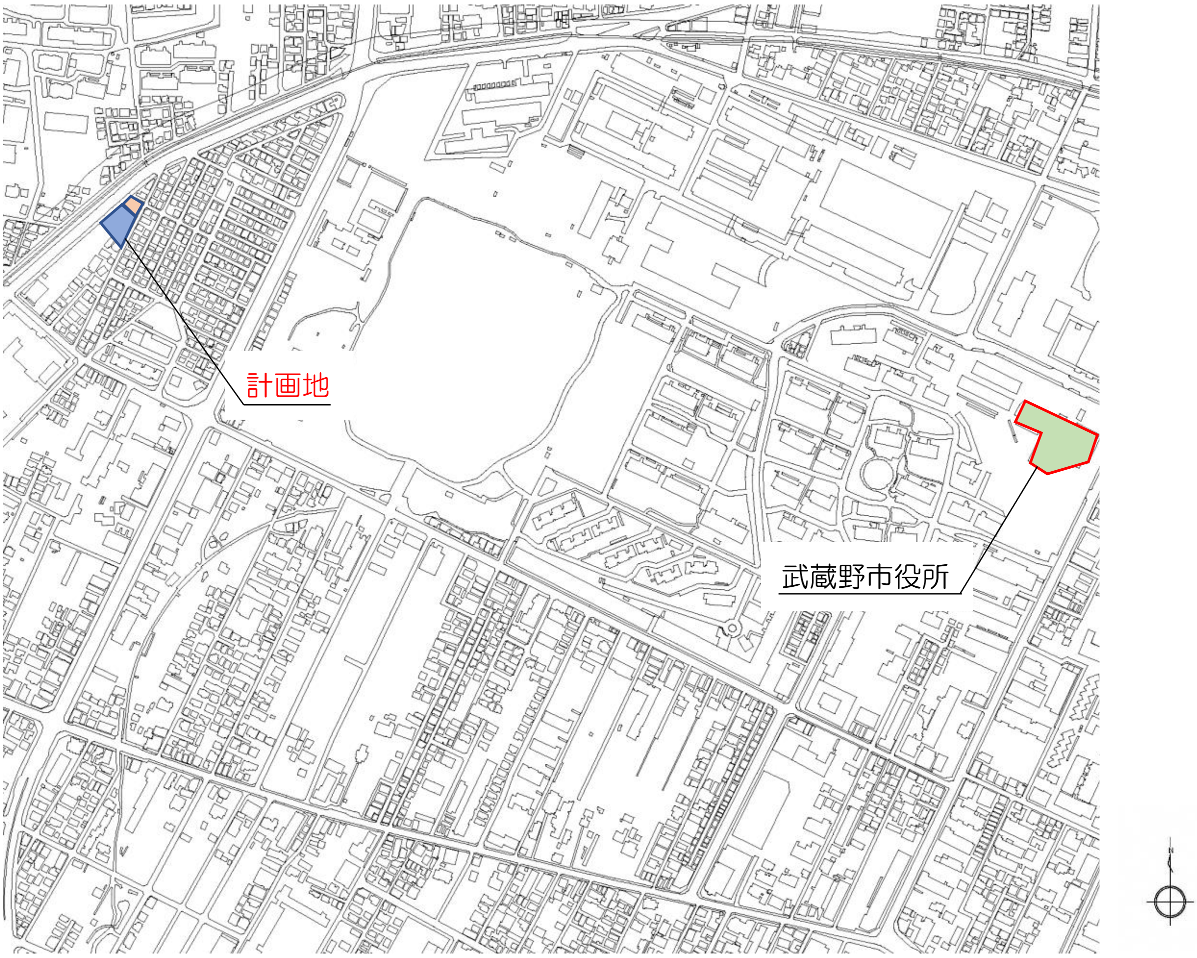

(2) 都市計画における条件の整理

A 西側道路(現況)から 20m まで	B 西側道路(現況)から 20m 以降
＜第一種住居地域＞	＜第一種低層住居専用地域＞
面積 980.4㎡	面積 303.77㎡
建ぺい率 60%	建ぺい率 50%
容積率 200%	容積率 100%
高度地区 23m第二種	高度地区 10m第一種
防火指定 準防火地域	防火指定 準防火地域
最低敷地 100㎡	最低敷地 100㎡
日影規制 4h-2.5h/4m	日影規制 3h-2h/1.5m

敷地における条件の整理

建ぺい率　約 57%（按分）　最大建築面積　約 730 ㎡

容積率　約 175%（按分）　最大延べ床面積　約 2,240 ㎡

※ただし、高度地区、日影規制、周辺環境に配慮した適切な離隔等を確保する必要があるため、最大値まで建築を行う事はできない。

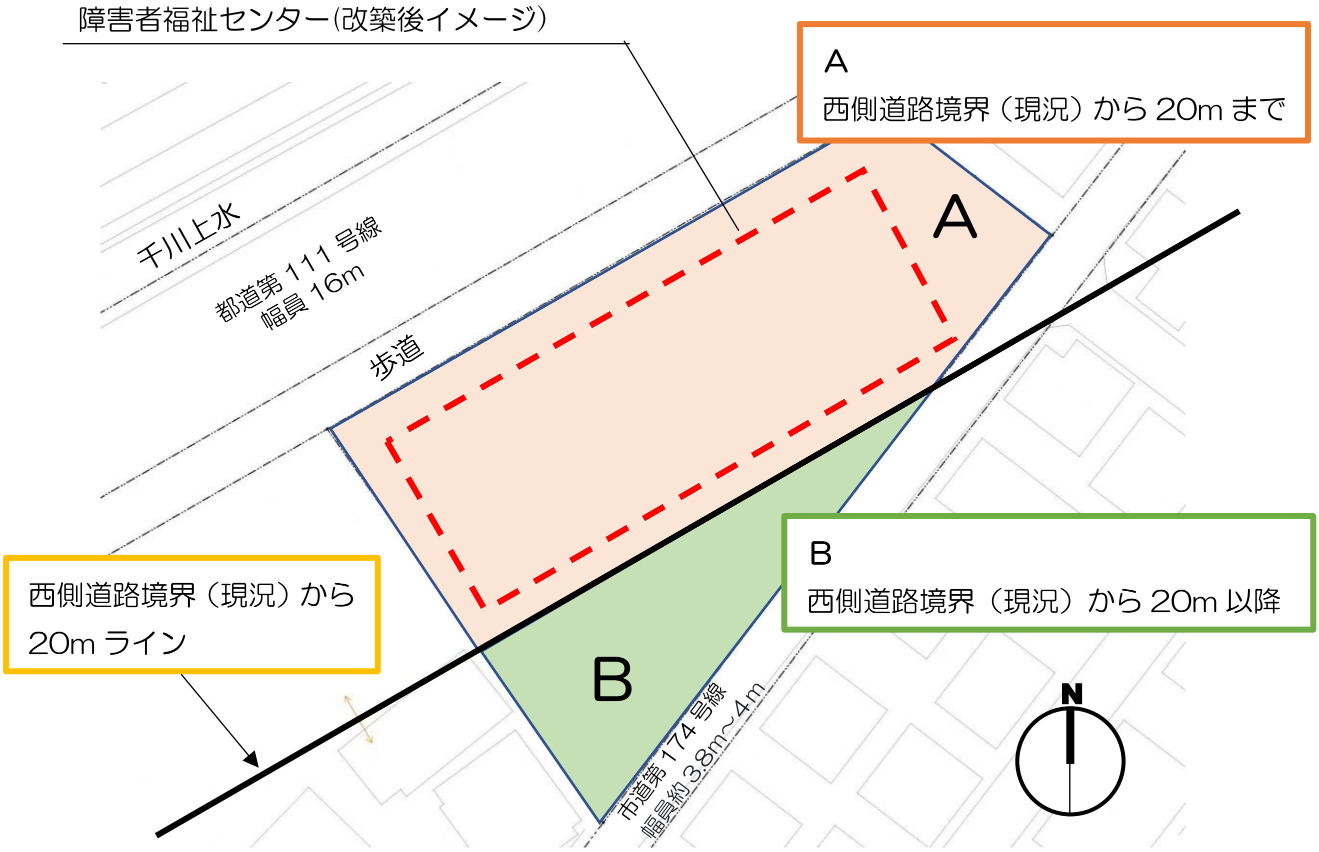

Ⅳ-2 ゾーニング及び必要諸室・諸条件についての検討

１　基本理念・基本方針を具体化するためのゾーニングの検討

基本理念・基本方針を具体化し、建替え後の障害者福祉センターの機能を配置するうえでのゾーニングの配慮事項は以下のとおりとなる。

基本方針1　現在の事業を、安定的かつ安全に継続することができる施設

○すべての法内サービスは、法内事業としての指定を受けるための基準を満たす配置、室の整備、必要面積を備えるようにする。
○通所支援部門の自立訓練(機能訓練)は、身体的リハビリテーションを必要とする方を対象としたサービスを提供するため、1階に配置することが必要である。
○通所支援部門の生活介護事業等は、落ち着いて社会参加・日常生活の場とするために、その他の機能と分離した、落ち着いた配置計画をすることが必要である。
○児童発達支援事業、放課後児童健全育成事業等は、指定を受けるために、1階もしくは2階に配置しなければならない。
○事業を提供する法人・事業所毎に動線・出入口等の計画を適切に実施しなければならない。

基本方針2　団体活動を支え、交流を促進する「活動の場」としての施設

○団体活動を支えるために、多目的に使うことができる貸出用の会議室を整備する。
○団体間の交流・情報交換・活動拠点となる、団体交流・活動スペースを整備する。
○会議室、印刷室、団体交流・活動室、録音室等の団体活動に関連する各室は、円滑な活動を支援するため、同フロア内に配置することが望ましい。

基本方針3　地域の人々に親しまれ、互いに交流することができる施設

○1階には、地域住民も気軽に立ち寄れる場、利用者同士が交流できる場、団体活動の場としても活用できる地域交流機能を持たせた、ロビーを整備する。

２　必要諸室・諸条件等の整理

建替え後の障害者福祉センターの機能を整理し、現在の指定基準や法的要件等を踏まえ、必要な各室・諸条件について、以下のとおり整理を行う。

ただし、ここに示す必要面積については、各種法令等に基づく基準等を参照したうえで求められた暫定的な数値となる。より詳細な各室の必要面積については、今後実施される基本設計・実施設計の中で定める。

事業	部屋名称	必要面積（㎡）	用途・諸条件など
①管理部門（管理機能）	地域交流ロビー	125 ㎡～	送迎待合機能、簡易相談を受ける機能、いっとき避難所、地域交流機能、地域イベント機能等を設ける。地域に向けて開けたレイアウトを行う。
	管理用事務室		4～5 名程度の職員が事務を行うことができる事務室。通所支援部門や相談支援部門と連続する場合には、扉等の仕切りが部門間に必要となる。
	管理用倉庫		管理部門全般の物品を収納する倉庫
	福祉避難所用倉庫		防災備蓄品（毛布、非常食、紙おむつ、発電機等）の収納

【法令に基づく位置づけ等】
・平成 15 年厚生労働省令第 21 号身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準に準拠する施設整備
・その他、障害者福祉センターで行われる事業を円滑に実施し得るための施設整備

事業	部屋名称	必要面積（㎡）	用途・諸条件など
①管理部門（施設貸出・講習会事業）	会議室①	220 ㎡～	会議・スポーツ・芸術活動・講演会等の様々な活動を実施できるような内装・設備・情報通信機能等の整備を検討する。また音楽療法等の事業も実施するため、防音性も配慮した室とする。 利用者は支援者以外にも、車椅子使用者、視覚障害、聴覚障害、知的障害（強度行動障害含む）などの方も含まれるため、衝突事故を防ぐ動線や配置が望まれる。また、法内事業とは動線が被らないような配置が必要となる。
	会議室②		
	印刷室		印刷機、紙折り機、裁断機等を設置し、団体の活動を支える機能を整備する。
	団体交流・活動室		団体の情報収集機能や交流機能を整備する。
	録音室		録音作業を行うため、防音機能が必要
	トイレ		一般用トイレ、多目的トイレ

【法令に基づく位置づけ等】
・平成 15 年厚生労働省令第 21 号身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準に準拠する施設整備
・その他、障害者福祉センターで行われる事業を円滑に実施し得るための施設整備

事業	部屋名称	必要面積（㎡）	用途・諸条件など
②通所支援部門（自立訓練（機能訓練））	訓練・作業室	120㎡～	【定員】10 名（18 歳から 65 歳未満） 【対象】主に肢体不自由者が多く、車椅子や杖を使用する方が主な利用者となる。 【訓練・作業室の要件】 ・面積：最低３㎡×定員 ・専用設備の設置（相談室、洗面所・便所） ・車椅子利用者が使用しやすい仕様 ・訓練又は作業に必要な器具設置 【その他】補装具相談の場所としても使用
	洗面所		・通所支援部門の利用者が使用する洗面所
②通所支援部門（生活介護）	訓練・作業室	100㎡～	【定員】10 名（18 歳から 65 歳未満） 【対象】主に中途障害者（18 歳以上 65 歳未満） ※高次脳機能障害、視覚障害、頚髄損傷などのある方等 【訓練・作業室の要件】 ・面積：最低３㎡×定員 ・専用設備の設置（相談室、洗面所・便所） ・車椅子利用者が使用しやすい仕様 ・台所（食器の洗浄や飲水の確保） ・訓練又は作業に必要な器具設置
	台所		
	洗面所		・生活介護部門の利用者が使用する洗面所
②通所支援部門（自立訓練・生活介護共有）	多目的室（相談室兼用）	190㎡～	・法内通所部門の相談室 ・自立訓練（機能訓練）の言語訓練室や多機能の多目的室として兼用が可能
	便所		・男女別で車椅子対応のもの。 ・視覚障害者にも配慮された構造である事
	事務室		・相談支援部門と共有可
	倉庫		・相談支援部門と共有可
	更衣室		・管理部門及び相談支援部門と共有可

【法令に基づく位置づけ等】
・平成 15 年厚生労働省令第 21 号身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準に準拠する施設整備
・障害者総合支援法による機能訓練・生活介護（多機能型）の基準を満たす施設整備

事業	部屋名称	必要面積（㎡）	用途・諸条件など
③相談支援部門	相談室（専門相談）	45㎡～	・高次脳機能障害者相談支援事業、視覚障害者相談支援事業の個別相談、高次脳サロン及び点字教室の開催など
	相談室（計画相談）		・指定特定相談支援事業所の相談室

【法令に基づく位置づけ等】
・平成 15 年厚生労働省令第 21 号身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準に準拠する施設整備
・障害者総合支援法による指定特定相談支援事業の基準を満たす施設整備

<table>
<tr><th>事業</th><th>部屋名称</th><th>必要面積（㎡）</th><th>用途・諸条件など</th></tr>
<tr><td rowspan="8">④生活介護事業</td><td>訓練・作業室</td><td rowspan="8">175㎡
～</td><td rowspan="2">【定員】20 名
【対象】行動障害のある知的障害者
【訓練・作業室の要件】
・面積：最低３㎡×定員
・専用設備の設置（相談室、洗面所・便所）
・訓練又は作業に必要な器具設置
【その他】
・利用者は 18 歳以上の強度行動障害のある知的障害者
・全体として、強度行動障害に配慮した施設整備を行う事</td></tr>
<tr><td>多目的室</td></tr>
<tr><td>事務室</td><td>・生活介護事業の事務室
・レイアウトによっては、他の部門と共有可</td></tr>
<tr><td>倉庫</td><td>・生活介護事業に必要な物品（資材等）を収納する倉庫</td></tr>
<tr><td>相談室</td><td>・相談対応に使用できる独立した部屋</td></tr>
<tr><td>台所</td><td>・強度行動障害に配慮した構造、設備等</td></tr>
<tr><td>洗面所</td><td>・強度行動障害に配慮した構造</td></tr>
<tr><td>便所</td><td>・強度行動障害に配慮した構造、男女別</td></tr>
<tr><td colspan="4">【法令に基づく位置づけ等】
・障害者総合支援法による生活介護事業の基準を満たす施設整備</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>事業</th><th>部屋名称</th><th>必要面積（㎡）</th><th>用途・諸条件など</th></tr>
<tr><td rowspan="8">⑤児童発達支援事業</td><td>指導訓練室</td><td rowspan="8">115 ㎡
～</td><td>【定員】10 名
【対象】知的障害及び発達障害のある３歳から修学前児童
・1 階又は２階に設置
・3㎡/人以上、30 ㎡以上死角の無い指導員の目の届く空間
・未就学児専用のトイレ
・洗面台３か所（食器洗浄用流し台、手洗い用流し台、トイレ用洗面）
・他の事業（法内、市事業含む）とは出入り口、動線等も含めて共有することができない。
・多動性のある児が多く、特に安全面に留意して施設整備を行う。
・部屋の設えとして、周囲に刺激となるようなものが見えないようにすること。</td></tr>
<tr><td>事務室</td><td>・最低５㎡、放課後児童健全育成事業との兼用可</td></tr>
<tr><td>相談室</td><td>・相談対応に使用できる独立した部屋</td></tr>
<tr><td>台所</td><td>・昼食やおやつの提供に使用。子どもが入れないように設計</td></tr>
<tr><td>洗面所</td><td>・未就学児の体格等に配慮した器具を選定すること</td></tr>
<tr><td>便所・洗面所</td><td>・未就学児の体格等に配慮した器具を選定すること</td></tr>
<tr><td>倉庫</td><td>・放課後児童健全育成事業と兼用可</td></tr>
<tr><td>更衣室</td><td>・放課後児童健全育成事業と兼用可</td></tr>
<tr><td colspan="4">【法令に基づく位置づけ等】
・児童福祉法による児童発達支援事業の基準を満たす施設整備</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>事業</th><th>部屋名称</th><th>必要面積（㎡）</th><th>用途・諸条件など</th></tr>
<tr><td rowspan="5">⑥放課後児童健全育成事業</td><td>保育室</td><td rowspan="5">60 ㎡
～</td><td>【定員】10 名
【対象】知的障害のある小学生
・1.65 ㎡/人以上（市基準）</td></tr>
<tr><td>事務室</td><td>・最低５㎡、児童発達支援事業との兼用可</td></tr>
<tr><td>台所</td><td>・レイアウト等によっては、他事業と兼用可</td></tr>
<tr><td>洗面所</td><td>・小学生の体格等に配慮した器具を選定すること</td></tr>
<tr><td>便所</td><td>・小学生が利用することを想定</td></tr>
<tr><td colspan="4">【法令に基づく位置づけ等】
・児童福祉法に基づく、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を満たす施設整備</td></tr>
</table>

Ⅳ-3 配置計画、車両・歩行者の動線計画

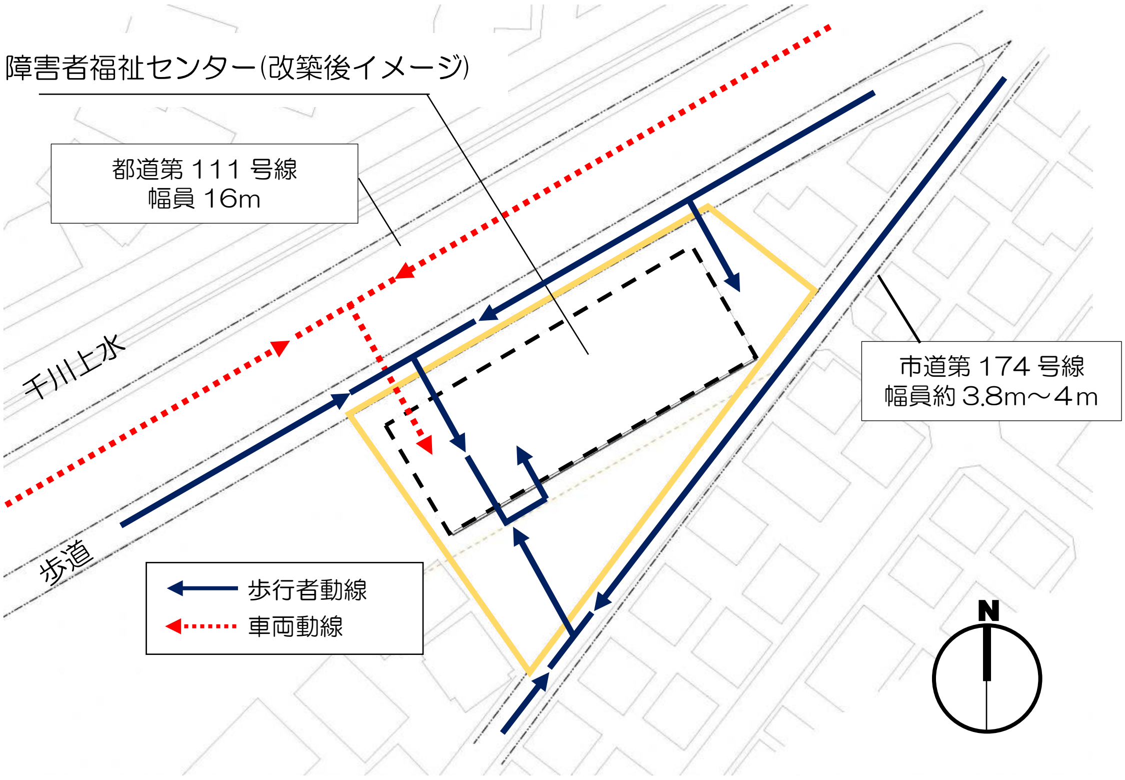

≪配置計画≫

・現建物と同様、不整形な敷地形状のため、事業実施に適切な配置計画を行う。

・隣地への距離等については、周辺環境に配慮した配置計画を行う。外構計画と連携した配置計画を立て、プライバシーの保護や視線への配慮を行う。

・敷地面積が限られる中で困難な課題ではあるが、事業実施に伴う利用者送迎を安全に行える駐車場及び来館者用の駐車場を配置する。

≪車両・歩行者の動線計画≫

・市道第 174 号線（敷地東側道路）は交通量が少ない住宅街に面した静謐な生活道路である。周辺環境への影響等を考慮し、事業等の送迎による車両の出入りは都道第 111 号線（敷地西側道路）にて行うことを原則とする。

・各事業所への動線・出入口等の計画を適切に実施することで、事業者指定の取得を行い、利用者の利便性を高める。

Ⅳ-4 ゾーニング、階構成案

ゾーニング、階構成の検討に当たっては、Ⅳ-１からⅣ-３において整理した諸要件を基本要件として、事業実施における利便性向上や安全面の配慮、団体活動の拠点としての機能充実、地域交流の促進など、これからの障害者福祉センターが果たすべき役割を踏まえて検討した。

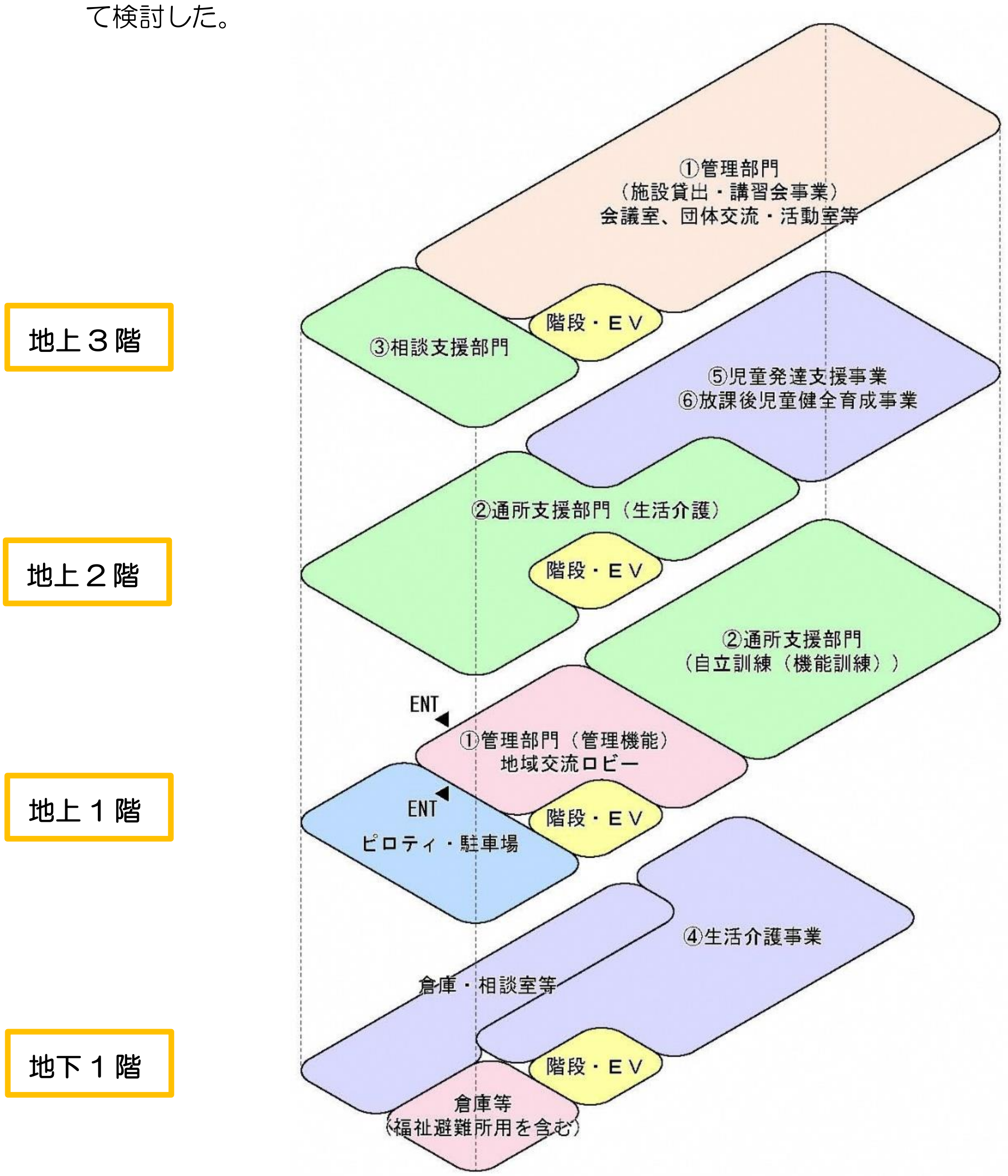

Ⅴ　施設整備に関する考え方

Ⅴ-1 敷地概要、建築概要

【敷地概要】

- 建設予定地　：武蔵野市八幡町４丁目 400 番５、230 及び 231
- 敷地面積　：約 1,280 ㎡（旧なごみの家　敷地含む）
- 都市計画区域　：区域内
- 用途地域　：①第一種住居地域 ②第一種低層住居専用地域
- 地域地区　：①準防火地域、23m第二種高度地区
  ：②準防火地域、10m第一種高度地区
- 日影規制　：①4h-2.5h/4m ②3h-2h/1.5m
- 指定建ぺい率　：約 57%（按分）
- 指定容積率　：約 175%（按分）
- 周辺道路　西側：幅員約 16.0m
  東側：幅員約 3.8m～4.0m

【建築概要】

- 建築面積　：（想定値）600 ㎡
- 建ぺい率　：（想定値）47%
- 延べ面積　：（想定値）2,000 ㎡
- 容積率　：（想定値）156%
- 階数　：地下１階 地上３階
- 構造　：RC 造

Ⅴ-2 施設整備における留意事項

1　周辺への配慮について

・敷地周辺は閑静な住宅街であるため、周辺の住環境に配慮した計画とする。
・日照に配慮した計画とする。
・周辺への圧迫感等に配慮し、配置計画、建築計画を十分に検討する。
・住宅に向いた開口部等については、プライバシー保護や視線への配慮を行い、外構計画と連携させ、周辺への配慮を十分に行う計画とする。
・千川上水の景色や周辺の街並みとの調和を図り、既存建物と調和した建物形状、外観及び色彩計画を行う。

2　工事を実施するにあたっての敷地周辺地域の安全と安心の確保について

・敷地周辺の居住環境への配慮、通行者等の安全や西側都道の流通等に配慮した工事計画・仮設計画を行う。
・現障害者福祉センターの基礎・杭等の撤去及び改築に係る既存建物の撤去については、振動、騒音、粉塵等の周辺に影響を与える要因に対し注意を払い、周辺負担を軽減する工法を採用する。
・敷地周辺地域の居住者の理解に努める。

3　仕様・コストについて

・仕上げ、仕様等を十分に検討し、建築単価の抑制に努める。
・東京都「公共施設整備の基本指針」及び「標準建物予算単価」に沿った計画とする。
・通常の維持管理や修繕工事等に配慮し、維持管理や保守に係る費用が過大とならない計画とする。
・障害者福祉センターにて実施している事業は、障害のある方の生活を支えるサービスであり、事業中止等が行われると、障害のある方の地域生活に支障が生じる恐れがある。そのため、将来の大規模改修等の際に、移転や事業中止を伴うことなく事業を継続しながら改修工事を行うことができるように、電気設備や機械設備の配置やメンテナンス性を十分に検討し、計画を行う。

4　諸室について

・将来の事業再編等が行われる事態に備え、用途の変更が行えるように構造を計画し、電気や設備配置を検討する。
・事業ごとに、求められる仕上げ、内装、建具、キープラン等を詳細に検討し、事業を実施するうえで、必要な配慮を基本設計や実施設計において行う。
・事業実施に関連し、さまざまな障害の特性に配慮し、安全面や耐久性等に特に配慮した計画を行う。

５　ユニバーサルデザインやバリアフリーに関する配慮について

・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年号外法律第91号）及び高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成15年東京都条例第155号）の基準を満たす計画とする。
・障害者福祉センターは、様々な障害種別のある方が使用する施設となる。肢体不自由、車椅子利用者、内部疾患、視覚障害、聴覚障害、高次脳機能障害、知的障害、精神障害等の様々な障害種別に配慮し、すべての方に使いやすい施設計画を行う。設計時には、当事者等の意見を聴取し、設計に反映させる。
・ＬＧＢＴＱ＋の方への配慮を十分に検討し、計画を行う。
・すべての人に分かりやすいサイン計画を行う。

６　環境配慮について

・東京都「省エネ・再エネ東京仕様」において原則導入とされる省エネ・再エネメニューを整備する。
・ライフサイクルコストが適正となるよう、建物全体のエネルギーを適切に選定する。
・この他「武蔵野市建築物環境配慮指針」や今後設定される「武蔵野市の公共施設の環境配慮基準」に沿って個別協議により決定する。
・環境物品の活用に努める。
・多摩産木材、エコセメントの活用に努める。

７　ネットワーク環境、電話等の回線環境について

・複数の事業者が事業実施主体となるため、十分に余裕を持たせたネットワーク環境や電話網等を構築する。
・団体等が利用する際に情報収集等が適切に行えるように、利用者が利用できるフリーwi-fi環境を、必要な箇所に整備する。

８　敷地内緑化及び既存樹木の取扱いについて

・既存施設敷地を含めた範囲で、敷地面積の20％以上の緑地面積を確保する。
・接道緑化を積極的に行う。
・緑地面積の算定は「武蔵野市緑化に関する指導要綱（平成９年11月1日施行）」による。
・樹種選定は、地域の植生に配慮したものとする。

９　工事期間中の障害者福祉センター仮設施設について

・改築にあたり、障害者福祉センター機能は別敷地に設置する仮設施設（本事業外）に移転させ、建替え工事の完了後に、再移転することとなる。移転や再移転による事業実施への影響を最小限に留め、適切に建替え工事を行うことができる工事計画・事業スケジュールを策定する。

１０　防災上の要件

・「官庁施設の総合耐震計画基準」による、耐震安全性の分類は、構造体：Ⅱ類、建築非構造部材：Ａ類、建築設備：甲類を原則とし、その内容については、基本設計・実施設計時に協議により決定するものとする。
・災害の発生時に、大型の車いす利用者等を含めて様々な障害特性のある方が安全に避難を行えるように、避難経路、避難誘導、防災設備等を検討する。
・障害者福祉センターは、災害発生時においては福祉避難所として機能する。そのため、耐震性の強化、電源等の適切なライフラインの確保、備蓄品等の確保ができる備蓄倉庫の設置等を計画する。

１１　駐車場、自転車駐輪場等について

・限られた敷地スペースを利用し、事業実施における送迎用車両の駐車場、施設運営用車両の駐車場、来場者用の駐車場を可能な範囲で設置する。また、来場者や職員用の駐輪場も適切に整備する。

Ⅵ　事業費及び事業スケジュール

Ⅵ-1 事業費想定

必要となる工事等	・現障害者福祉センター解体工事 ・新障害者福祉センター新築工事 ・各工事に伴う工事監理委託他
総事業費（想定）	約 14 億円

※ただし、工事費は現構想段階における概算想定額である。工事費は、設計内容や入札時の建設コスト等に大きく影響されるため、あくまで現時点での構想であり、詳細な事業費想定については、基本設計時に改めて示すものとする。

Ⅵ-2 事業スケジュール

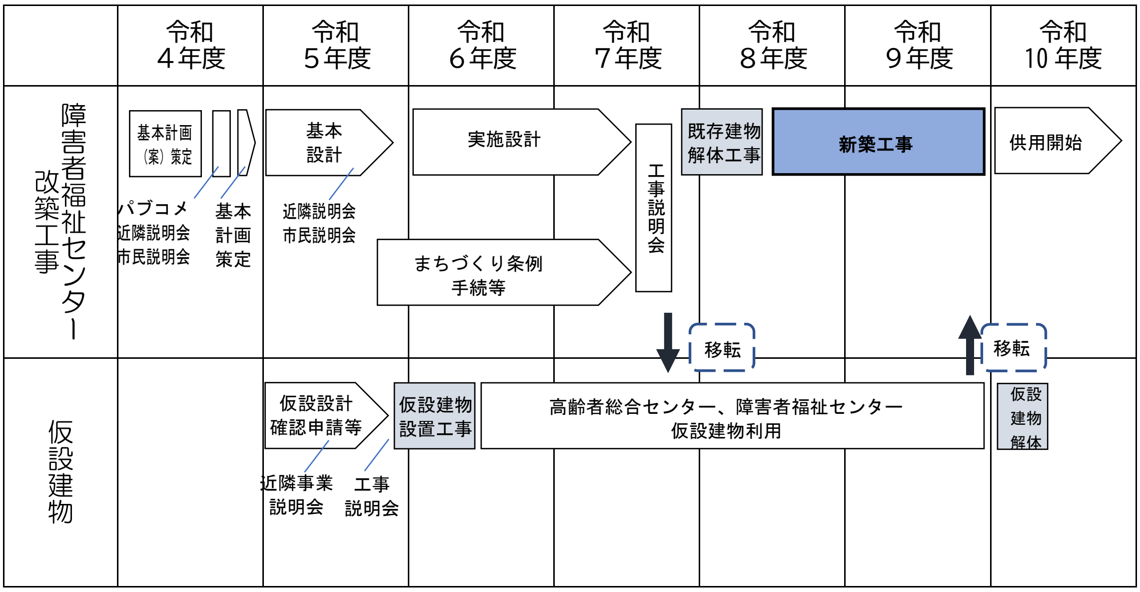

武蔵野市障害者福祉センター改築に伴う基本計画（案）

令和４年12月

武蔵野市

健康福祉部障害者福祉課

令和５年３月 29 日
健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議
資料７－１　健康課

令和４年度事業の進捗（健康課）

１　新型コロナウイルスワクチン接種事業について

（１）オミクロン株対応２価ワクチン接種の状況について（２月 27 日（月）午前９時時点）

接種者数：62,442 人　接種率：46.5％

（２）令和５年度　新型コロナワクチン接種方針について

■現行の特例臨時接種の実施期間を令和５年度末まで延長し接種を継続する

■追加接種可能な全年齢の方を対象に、秋から冬（９月から 12 月）にかけて１回接種を行う
（使用するワクチンについては、令和５年度早期に結論を得る）

■重症化リスクが高い者（65 歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する者、その他重症化リスクが高いと医師が認める者）を対象に、春から夏（５月から８月）にかけてさらに１回接種を行う他、医療機関や高齢者施設等の従事者にも接種の機会を提供する
（現在使用しているオミクロン株対応２価ワクチンの使用を基本とする）

（３）小児（５歳～11 歳）及び乳幼児（生後６か月～４歳）へのワクチン接種について

①小児（５歳～11 歳）接種について

接種率１回目：23.9％、２回目：23.3％、３回目：10.2％（２月 27 日（月）時点）

※接種は市内６医療機関で実施している他、３回目のみ集団接種を実施

②乳幼児（生後６か月～４歳）について

接種率１回目：5.7％、２回目：5.1％、３回目：1.2％（２月 27 日（月）時点）

※接種は市内６医療機関で実施

２　生きることの支援拡充について（自殺対策）

平成 28 年の自殺対策基本法の改正に伴い、平成 31 年３月に「武蔵野市自殺総合対策計画」を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことを基本理念に、地域と連携・協働のもとに生きることの支援を推進している。武蔵野市の“自殺者の現況”と“計画の進捗”は、別紙『武蔵野市自殺総合対策計画（2019～2024 年）の進捗状況について』のとおりである。

武蔵野市自殺総合対策計画（2019～2024 年）の進捗状況について

１．武蔵野市の自殺者の現況

本市の令和４年の自殺者数（暫定値）は 18 人で、前年比１人増、過去５年間で３番目に少ない人数となった（平成 30 年 28 人、令和元年 12 人、令和２年 32 人、令和３年 17 人）。

令和４年：月別自殺者数（暫定値）

	自殺者数（人）												
	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	合計
全国	1,714	1,515	1,991	1,811	2,171	1,974	1,863	1,777	1,928	1,761	1,771	1,567	21,843
東京都	174	158	214	211	231	221	194	185	203	193	195	195	2,374
武蔵野市	1	1	4	1	0	0	4	1	1	0	0	5	18

【出典】厚生労働省自殺対策推進室：自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（※発見日・住居地）

※国の状況

令和４年の全国の自殺者数（暫定値）が 21,843 人となり、増加に転じた（平成 30 年：20,840 人、令和元年：20,169 人、令和２年：21,081 人、令和３年：21,007 人）。

２．計画の進捗状況

今年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、こころの健康づくり庁内連携会議を延期し、各課に対して、計画に係る各課事業の取組状況及び新型コロナウイルス感染症の影響による変更点等の調査を実施し、見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会（書面開催）にて報告を行った。

政府は、令和４年 10 月 14 日に新たな「自殺総合対策大綱」を閣議決定した。市の自殺総合対策計画についても、新たな自殺総合対策大綱の内容を踏まえた改定を来年度行う予定である（市の現行計画期間は令和６年度末までであるが、１年前倒して改定を行う）。

＜施策ごとの主な事業の進捗状況（抜粋）＞

● 自殺対策を支える人材の育成

職員向け研修として、令和４年度は 11 月 18 日・22 日に「こころといのちの基礎研修」を開催（動画配信も併用）し、153 名（前年比 56 名増）の参加があった。また、外部機関が実施する専門スキルアップ研修に職員２名が参加した。

また、市民向け講座として、令和４年度は 10 月期・３月期の２回開催（動画配信も併用）した。

● 相談支援事業の充実

ＩＣＴ（検索連動型エリア広告）を活用した自殺対策を、児童及び生徒の夏休みシーズンに合わせ、７月 26 日より開始した。

市民こころの健康支援事業（市民こころの健康相談室）については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、メンタルヘルスの悩みを抱える市民の増加が見込まれるため、令和２年５月 26 日より毎週火曜日を追加実施しており、件数は増加。令和元年度は 162 件、令和２年度は 262 件、令和３年度は 257 件、令和４年度上半期（４～９月）は 150 件（うちコロナ関連の件数は３件）

※他、母子、教育、高齢関連の相談事業等においてもコロナ対策を実施したうえで相談体制を整えている。通常の相談に加え、コロナ関連の相談も入ってきている。

● 生きやすさを育み寄り添う支援

市民課の協力を得て死亡届を提出された方にグリーフケアの支援に関する情報提供を実施している。

● 市民への周知・啓発

市ホームページ上の自殺対策関連の情報を整理・拡充し、リニューアル更新を図った。